

阿見町議会会議録

平成18年第2回定例会

(平成18年6月13日～6月23日)

阿見町議会

平成18年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	29
◎会期日程	30
◎第1号（6月13日）	33
○出席、欠席議員	33
○出席説明員及び会議書記	34
○議事日程第1号	35
○開 会	37
・会議録署名議員の指名	37
・会期の決定	37
・諸般の報告	38
・議会運営委員会委員辞職の件	40
・議会運営委員会委員の指名の件	41
・議案第37号から議案第40号 （上程、説明、質疑、委員会付託）	41
・議案第41号から議案第48号 （上程、説明、質疑、委員会付託）	49
・議案第49号から議案第50号 （上程、説明、質疑、委員会付託）	53
○散 会	55
◎第2号（6月14日）	57
○出席、欠席議員	57
○出席説明員及び会議書記	58
○議事日程第2号	60
○一般質問通告事項一覧	61

○開 議	6 3
・一般質問	6 3
藤井 孝幸	6 3
難波千香子	7 7
倉持 松雄	8 9
細田 正幸	9 6
石井 早苗	1 1 2
青山 正一	1 1 9
浅野 栄子	1 2 2
○散 会	1 3 2
◎第 3 号（6 月 1 5 日）	1 3 5
○出席、欠席議員	1 3 5
○出席説明員及び会議書記	1 3 6
○議事日程第 3 号	1 3 7
○一般質問通告事項一覧	1 3 8
○開 議	1 3 9
・一般質問	1 3 9
柴原 成一	1 3 9
荻島 光明	1 4 5
滝本 重貞	1 5 2
・休会の件	1 5 4
○散 会	1 5 5
◎第 4 号（6 月 2 3 日）	1 5 7
○出席、欠席議員	1 5 7
○出席説明員及び会議書記	1 5 8

○議事日程第4号	159
○開 議	161
・議案第37号から議案第40号	
(委員長報告、討論、採決)	161
・議案第41号から議案第48号	
(委員長報告、討論、採決)	179
・議案第49号から議案第50号	
(委員長報告、討論、採決)	185
・行政改革について	
(委員長報告)	186
・議会運営委員会並びに常任委員会の	
閉会中における所管事務調査について	189
○閉 会	191

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第63号

平成18年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年6月6日

阿見町長 川 田 弘 二

1. 期 日 平成18年6月13日
2. 場 所 阿見町議会議場

平成18年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	6月13日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月14日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第3日	6月15日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第4日	6月16日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第5日	6月17日	(土)	休 会		
第6日	6月18日	(日)	休 会		
第7日	6月19日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）

第8日	6月20日	(火)	休 会		・ 議案調査
第9日	6月21日	(水)	休 会		・ 議案調査
第10日	6月22日	(木)	休 会		・ 議案調査
第11日	6月23日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[6 月 13 日]

平成18年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成18年6月13日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君
教 育	長	大崎治美君
消 防	長	木鉛章君
町長公室	長	糸賀富士夫君
総務部	長	石井定夫君
民生部	長	瀬尾房雄君
経済建設部	長	臼田計律君
都市開発部	長	渡辺清一君
教育次長		大竹利一君
消防次長兼消防課長		大津力君
総務課	長	湯原恒夫君
企画課	長	坪田匡弘君
財政課	長	松本功志君
国保年金課	長	野口静男君
建設課	長	大野利明君
水道事務所	長	横田充新君
生涯学習課	長	宮本寛則君

○議会事務局出席者

事務局	長	栗原繁樹
書	記	山崎貴之

平成18年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成18年6月13日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議会運営委員会委員辞職の件について
- 追加日程第1 議会運営委員会委員の指名の件
- 日程第5 議案第37号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 阿見町文化財保護条例の一部改正について
- 議案第39号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第40号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第41号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成18年度阿見町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 47 号 平成 18 年度阿見町介護保険特別会計補正予算
(第 1 号)

議案第 48 号 平成 18 年度阿見町水道事業会計補正予算 (第
1 号)

日程第 7 議案第 49 号 町道路線の廃止について

議案第 50 号 町道路線の認定について

午前10時00分開会

○議長（久保谷実君） 定刻になりましたので、ただいまから、平成18年第2回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷実君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 柴原成一君

3番 浅野栄子君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本件については、去る6月6日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長岡崎明君、登壇願います。

〔議会運営委員長岡崎明君登壇〕

○議会運営委員長（岡崎明君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成18年第2回定例会につきまして、去る6月6日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から23日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月14日は午前10時から本会議で一般質問、7名。

3日目、6月15日は同じく10時から本会議で一般質問、3名。

4日目、6月16日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月19日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目、6月23日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（久保谷実君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告どおり、本日から6月23日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月23日までの11日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（久保谷実君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありますので、これを許します。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 本日は、平成18年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります。開会に先立ちまして、報告事項を申し上げます。平成17年度繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

平成17年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難になったため、予算の定めるところにより平成18年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました計算書のとおりであります。

以上、報告申し上げます。

○議長（久保谷実君） 次に、議長より報告いたします。

今定例会に提出予定の案件は、町長提出議案第37号から議案第50号の14件です。

次に、本日までに受理した陳情等は、「米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書1件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、平成18年2月分から4月分に関する例月出納検査結果報告について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成18年度、普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、

9日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成17年度阿見町土地開発公社決算書及び平成18年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議会運営委員会委員辞職の件について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第4、議会運営委員会委員辞職の件についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の榎田豊君から辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります。17番榎田豊君の退席を求めます。

〔17番榎田豊君退場〕

○議長（久保谷実君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（栗原繁樹君） 辞任願、私儀、このたび一身上の都合により、阿見町議会運営委員会委員を辞任いたしたくお届けいたします。平成18年4月19日、阿見町議会議長久保谷実殿、阿見町議会運営委員会委員榎田豊。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） お諮りいたします。

17番榎田豊君の議会運営委員会委員の辞職について、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、17番榎田豊君の議会運営委員会委員辞職を許可することに決しました。

榎田豊君の入場を許します。

〔17番榎田豊君入場〕

○議長（久保谷実君） ただいま議会運営委員会委員が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、議会運営委員会委員の指名の件を会議規則第22条第1項の規定により追加日程第1とし、直ちに日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議会運営委員会委員の指名の件

○議長（久保谷実君） これより、追加日程第1、議会運営委員会委員の指名を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により指名いたします。

10番吉田光男君を議会運営委員会委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議案第37号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部改正について

議案第38号 阿見町文化財保護条例の一部改正について

議案第39号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第40号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関
する条例の一部改正について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第5、議案第37号、阿見町特別職の職

員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第38号、阿見町文化財保護条例の一部改正について、議案第39号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第40号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長（川田弘二君） 議案第37号から議案第40号までの条例の一部改正4件について申し上げます。

まず、議案第37号についてであります。

本案は、非常勤特別職の報酬及び費用弁償についての一部改正であります。改正内容としましては、平成18年4月の介護保険制度改正により、市町村に設置が定められた地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会の委員を別表第1に加えるものであります。

なお、地域密着型サービス運営委員会とは、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が、できる限り住みなれた地域での生活ができるように創設された地域密着型サービスについて、適正な運営を確保するための委員会であります。

また、地域包括支援センター運営協議会とは、保健、介護及び福祉の専門職が連携し、地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に新設された地域包括支援センターについて、適切な運営を確保するための協議会であります。

なお、それぞれの委員については、介護保険サービス事業者、地域における保健・医療・福祉関係者、学識経験者及び介護保険の被保険者などを構成員として15名以内を予定しております。

次に、議案第38号について申し上げます。

本案は、文化財の保護対象の拡大及び保護手段の多様化に対応するため、文化財保護法の一部を改正する法律が施行されたことにより、当該法律を引用している阿見町文化財保護条例において、引用条例の移動が生じたため、一部改正を行うものであります。

次に、議案第39号について申し上げます。

本案は、国民健康保険税賦課における平成18年度本算定時の案分率について一部改正を行うものであります。

改正内容としましては、医療分所得割について、現在の100分の6から100分の7.2に、1人当たり課税される均等割額について2万3,000円を2万5,000円に、1世帯当たり課税される平等割額について2万8,000円を2万9,000円に改正し、また介護分所得割については100分の0.8を100分の1.2に、1人当たり課税される均等割額について8,700円を1万円に改正するものであります。

これに伴い、低所得者層の税負担軽減のための減額の額についても、医療分及び介護分の均等割及び平等割額について、それぞれ改正するものであります。

改正の理由としましては、当町においては医療機関の環境が整っていることに加え、医療技術の高度化による医療費の増加や少子高齢化への進展など、社会環境の変化が重なり合って、ここ数年医療費が抑制されない状態が継続し、医療給付費が大幅に増大している現状があります。

さらには、平成14年10月から、老人保健対象者の年齢が70歳から75歳に引き上げられたことも、国保制度で賄う医療費増加の大きな要因となっております。これらの医療費の支出に対して、国保税の現年度調定額は、ここ数年横ばいまたは微増にとどまっており、医療給付費の伸びと国保税収入との不均衡がますます拡大し、国保財政は危機的状況にあると言えます。

税率引き上げの改正は、平成8年度が最後であり、これまでは前年度からの繰越金を充当しながら、国保会計の運営をしてまいりましたが、平成

16年度におきまして、本来は突発的な医療費の支出に対処するために積み立ててきた支払い準備基金2億4,940万円のうち、7,600万円を取り崩しして、医療費の支払いに対処しております。

また、平成17年度におきましても、1億6,740万円を取り崩しているため、基金残額が620万円となり、健全な国保運営に大きな支障を来たすことになっております。

また、介護納付金の支払い額につきましても、平成12年度の介護保険制度の創設時には、1億4,670万円でありましたが、17年度におきましては、2億8,040万円と大幅に増加しております。本来納付金の2分の1は介護税によって賄わなければならないわけですが、この間介護分の税率についても据え置いてきたため、不足分を繰越金により対処してきたところであります。

以上のことから、国保財政の健全な運営を図るため、平成18年度本算定時の案分率についての改正を行うものであります。

なお、この案件につきましては、町国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添えます。

次に、議案第40号について申し上げます。

本案は、消防団員の退職報償金の支払い額を増額し、処遇改善を図るために、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されたことにより、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について、当該改正の内容を反映させるため、一部改正するものであります。

改正内容としましては、階級と勤務年数に応じ支払われる退職報償金の一部について、現行より2,000円を引き上げるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡単をお願いいたします。

質疑を許します。21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 私は議案第39号、阿見町国民健康保険税条例一部改正について質疑をいたします。

保険税と医療費の関係で、昨年国保審議会で、医療費が伸びていると、そういうことで、いわゆる特別会計の保険税のバランスがとれなくなって、赤字になると、そういう説明があったわけですがけれども、そのときに今後1年間医療費削減や、国保税の収納率改善にも取り組むべきだという審議会の附帯の意見も出されたわけですがけれども、町当局は、17年度1年間、それでは医療費削減のために、どのように具体的に取り組んできたのかということも1つ質問いたします。

2点目ですがけれども、医療費が伸びたから値上げするしかない。医療費の伸びの金額は出ております。それから、今回の値上げの提案で、所得率で1.2%、均等割で2万3,000円から2万5,000円、平等割で2万8,000円から2万9,000円、そういう数字が出ておりますけれども、その値上げによって、18年4月1日からということ提案されておりますけれども、全体でどれだけいわゆる被保険者の負担が増加するのかということも教えてもらいたい。

介護保険も出ておりますけれども、全体で幾らになるのか。

あともう一つ、国保税については、当然標準世帯があるわけですがけれども、標準世帯で幾らの値上げになるのか。その点を教えてもらいたい。

以上、4点になると思いますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） お答えいたします。

まず1点目のどのように取り組みをしてきたかということですが、結果的には、微増ではありますが、管理職と収納嘱託員等を合わせたの収納対策等に取り組んできたつもりでございます。

どちらかという、医療につきましては、運動とか食、そういうものが影響しているということで、食生活改善の方の団体があるんですけども、そういう団体とか、運動普及員、現在20名ほどいるんですけど、今年もまたその倍等の研修を行いまして、倍増していく予定でございますけれども、そういう形で全体の医療費削減に向けた取り組みの1つとしては、やってきたつもりでございます。

2番目の所得率1.2にした場合ですけれども、これはこの間もう御説明したと思うんですけども、約1億3,600万円の増収ということで予測しております。

3番目の標準世帯の件は、ちょっと今手元にございませんので、後で報告させていただきたいと思っております。

介護保険料ですけれども、先ほど1億3,600万円と申しあげましたけど、この中に入っていますので、案分的にまだしていません。ここでちょっとわかりませんので、後でまた先ほどの国保のと介護、合わせて1億3,600万円ですので、その案分率については後ほど説明したいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 今の説明できちんと答えられなかったわけですが、普通値上げする場合は、個人がどれだけ負担増になるのか、町民の痛みはどれぐらいになるのか、そういうことも考えながら値上げを決める。

また、収納率の悪さからいけば、阿見町は下から数えて4番目とか6番目とかと悪いわけですから、収納率が悪いということは、一般的に考えれば、皆さんの収入がないのに、町に納める税金は、国保税が個人の世帯と

しては一番金額多いわけです。特に低所得世帯に対しては、例えば町民税とか県民税、所得税は、所得がなければかからないわけですから、しかし、国保税については世帯割、利用する被保険者1人で2万9,000円とかかかるわけですから、所得がなくてもかかってくるわけです。そういうことから考えれば、国保税の値上げというのはうんと慎重に考えなければならない。

これは去年の議会から、医療費削減のために努力をするしかないんじゃないか。ここの議会でも他の議員からジェネリックの使用とか、具体的な提案もされているわけですけども、もう可能な限りそういう努力をして、町民の負担を軽くするというのが、私は行政の役割だというふうに考えておりますので、そういう点では、我々議会よりも、いわゆる国保会計をつかさどっている、毎日事務をとっている町長初め執行部の方が、町民の痛みを感じないし、また、その努力を具体的にしてくれなかったんじゃないかと、私は思うんです。

その反映として、私の質問に対して、標準世帯は幾ら負担になるのかということもすぐに答えられない。介護保険についても、どんなふうになっているのかも答えられないという反映じゃないかなというふうに思いますので、その点についてはよくよく考えてもらいたいなというふうにも思います。

本日は質疑ですので、私は基本的には国保税の改定、値上げは反対ですけども、きょうはその4点の質問、後で精細に出してもらいたいというふうに思います。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 細田議員と同じ趣旨の質疑ですけども、細田議員は今質疑の最後に標準所帯、そうした個々の今回の国保税値上げの増額がどのくらいなのかということ、これは後でという話がありましたが、これは議長、きょうこの場できちっと答弁してもらいたい。

私が考えるのに、国保会計については、だれもが地方財政の中で、住民

負担の大きい大変な会計だというのは、だれも認識している。しかしながら、今日こういう値上げを迎えていくというのは、阿見町がほかの市町村と比べて、特別悪いわけじゃない。いわゆる県内他市町村と比べても、横並びだと、だから、特別な問題があるわけではない。やっぱりこういうふうな行政マンとしての認識の緩みがあるんだと思います。

町長は昨年国保税値上げの条例案を提出しようと思って、しかし撤回しています。それはなかなか今の状況の中では、議会に提出しても通らないんじゃないかというような判断があったと思うんです。にもかかわらず、必要な医療費削減の抜本的な努力をしない。他市町村と同じような努力をしない。

そういうことで、今回の値上げに至っているということで、その意識は今この条例提案に当たって、細田議員の方から標準所帯の値上げ額がどのくらいなのか、あるいは最高額を払っている人たちの額がどのくらいなのか、あるいは低い方の人たちはどのくらい、こういうことをきちっと即座に出せないということは、そういう意識が非常に問題だ。本気になって、医療費の削減の努力をしていないということだと、私は日ごろから認識をしています。この場できちっと国保の値上げ幅がどうなるのか答えてほしい。議長、それを強く求めます。

○議長（久保谷実君） それでは、執行部はただいまの質疑に対しまして、今調査中でございますので、調査し終わり次第出しますので、御了解ください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号から議案第40号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月23日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

-
- 議案第41号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
 - 議案第42号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第43号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第44号 平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第45号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第46号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第47号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第48号 平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（久保谷実君） 次に、日程第6、議案第41号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第42号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第43号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第44号、平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第45号、平成18年度阿見町土地区

画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第41号から議案第48号の補正予算案8件について提案理由を申し上げます。

まず、議案第41号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は既定の予算額に1,163万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ127億3,363万1,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第13款分担金及び負担金では、放課後児童健全育成事業負担金を、第15款国庫支出金では、まちづくり交付金を、それぞれ増額。

第19款繰入金では、財源を調整するため、財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では、荒川本郷地区都市計画街路整備事業における、平成17年度から本年度への事業繰越分の計上により、荒川本郷地区都市再生機構負担金を増額。

第22款町債は、起債事業区分の変更及びまちづくり交付金の増額に伴い減額となるものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、4月の人事異動、給料表改定等に伴う職員給与関係経費の増減が主なものでありますが、そのほか、第3款民生費では、障害者福祉費で障害者自立支援法に基づく障害福祉計画策定のための業務委託料の新規計上や、職員給与関係経費を補正するための国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金を増額するもので

あります。

第7款土木費では、街路事業費で補償費の一部について、補償時期が平成17年度から本年度に変更となったことに伴い、荒川本郷地区都市計画街路整備事業を増額するものであります。

5ページの第2表、地方債補正については、起債事業区分が変更されたことにより、追加及び変更を行うほか、昨今の金利上昇に対応するため、借入利率についても変更するものであります。

次に、議案第42号、国民健康保険特別会計補正予算は、人事異動、給料表改定等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、既定の予算額に899万9,000円を追加、歳入歳出それぞれ39億5,199万9,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、議案第43号、公共下水道事業特別会計補正予算は、既定の予算額から174万2,000円を減額、歳入歳出それぞれ24億6,625万8,000円とし、その内容の主なものとしましては、人事異動、給料表改定等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、その財源である一般会計繰入金を減額するものであります。

3ページの地方債補正については、議案第41号同様、金利上昇に対応するため、利率を変更するものであります。

次に、議案第44号、老人保健特別会計補正予算は、既定の予算額に363万円を追加、歳入歳出それぞれ29億163万円とし、その内容としましては、平成17年度老人保健医療費交付金の実績精算に伴う返還金を計上するもので、その財源については、前年度繰越金を充てるものであります。

議案第45号から第48号までについては、それぞれ人事異動、給料表改定等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、議案第45号、土地区画整理事業特別会計補正予算は、既定の予算額から183万8,000円を減額、歳入歳出それぞれ12億916万2,000円とし、その財源である本郷第一土地区画整理事業保留地処分金及び岡崎土地区画整理事業一般会計繰入金を減額するも

のであります。

そのほか歳入では、まちづくり交付金の減額及び起債事業区分が変更されたことなどに伴い、事業債を増額するものであります。

3 ページの地方債補正については、起債事業区分が変更されたことにより、追加及び変更を行うほか、金利上昇に対応するため、利率についても変更するものであります。

議案第46号、農業集落排水事業特別会計補正予算は、既定の予算額から88万円を減額、歳入歳出それぞれ3億3,912万円とし、その財源である一般会計繰入金及び福田地区農業集落排水事業債を減額。

3 ページの地方債補正については、限度額及び金利上昇に対応するため、利率を変更するものであります。

議案第47号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に885万5,000円を追加、歳入歳出それぞれ16億4,985万5,000円とし、その財源については、事務費等一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第48号、水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益収入及び支出について、それぞれ317万9,000円を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第48号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月23日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第49号 町道路線の廃止について

議案第50号 町道路線の認定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第7、議案第49号、町道路線の廃止について、議案第50号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第49号及び議案第50号につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第49号、町道路線の廃止であります。土浦竜ヶ崎線バイパスの工事に伴う路線の廃止であります。

次に、議案第50号、町道路線の認定であります。土浦竜ヶ崎線バイパスの工事に伴う部分的な道路の認定であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第50号について、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月23日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は、午前11時からといたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（久保谷実君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） まず上限ですけれども、医療分としては53万円、これは変わりません。介護分が8万円、これは現在も一緒でございます。

次に、国保と介護の1億3,000万円の振り分けですけれども、国保の方で約1億1,800万円、介護が1,800万円というふうに試算してございます。

今回の値上げによりまして、最低の方、1人世帯、何もない老人が該当

すると思うんですけれども、現在1万5,300円ですので、それが改定によりまして、1万6,200円、900円の増ということになるろうかと思います。これは最低です。

この間も説明してあると思うんですが、ダブるかもしれませんが、所得・給与関係で、100万円以下ぐらいの給料の方で3人世帯の方が、現在2万9,100円が3万1,200円ということで、2,100円の増、これは低い方です。

通常、平均と言っていいかちょっとわからないんですが、213万円ぐらい、200万円ちょっとの所得の方で、同じ3人世帯ですと、現在13万6,400円です。それが15万3,700円で、1万7,300円の増というふうになります。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） それと、先ほど2番目の1億3,000万円のものは、決算等の見込み額ですので、確定額がまだ出ていませんので、その辺はお含みいただきたいと思います。

以上です。

散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時04分散会

第 2 号

[6 月 14 日]

平成18年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成18年6月14日（第2日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

11番 吉田憲市君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君
教 育	長	大崎治美君
消 防	長	木 鉛 章君
町 長 公 室	長	糸 賀 富士夫君
総 務 部	長	石 井 定 夫君
民 生 部	長	瀬 尾 房 雄君
経 済 建 設 部	長	臼 田 計 律君
都 市 開 発 部	長	渡 辺 清 一君
教 育 次 長		大 竹 利 一君
総 務 課	長	湯 原 恒 夫君
企 画 課	長	坪 田 匡 弘君
財 政 課	長	松 本 功 志君
社 会 福 祉 課	長	飯 野 利 明君
児 童 福 祉 課	長	大 越 智 恵子君
国 保 年 金 課	長	野 口 静 男君
総合保健福祉会館	長	大 崎 匠 君
経 済 課	長	黒 井 寛 君
建 設 課	長	大 野 利 明君
学 校 教 育 課	長	大 塚 康 夫君
生 涯 学 習 課	長	宮 本 寛 則君
学 校 指 導 室	長	石 井 直 人君

○議会事務局出席者

事 務 局 長 栗 原 繁 樹

書

記 山 崎 貴 之

平成18年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成18年6月14日 午前10時開会

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成18年第2回定例会

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. (仮称) 平和記念館建設と町の活性化について	町 長
2. 難波千香子	1. 子供の居場所安全対策について 2. 内部障害・疾患者を理解するハート・プラスマークの啓発について	教 育 長 町 長
3. 倉持 松雄	1. 第3子以上の家庭を優遇すべし 2. 町職員採用は第3子以降優先すべき 3. 父子家庭にも母子家庭同様支援すべき	町 長
4. 細田 正幸	1. ジェネリック医薬品の処方促進で医療費の節減を	町 長
5. 石井 早苗	1. 阿見町消費者センターの充実について	町 長

6. 青山 正一	1. 町道整備について	町 長
7. 浅野 栄子	1. 1.24出生率ショックに対する少子化問題について 2. 歳入を図るための提案	町 長

その1

午前10時00分開会

○議長（久保谷実君） 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷実君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を3回といたしますので、御協力のほどよろしく願います。

初めに、8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔8番藤井孝幸君登壇〕

○8番（藤井孝幸君） では、通告に従いまして、質問をいたします。

私は、昨年6月に本定例会におきまして、仮称ではございますが、霞ヶ浦湖岸公園構想の全貌について質問をいたしました。しかし、今回は焦点を絞りまして、記念館建設と町の活性化についての質問をいたします。要は、活性化というのは、町、団体、組織、そして個人が生き生きと活発になるさまという、こういう考え方で質問をするわけでございます。

まず、第1の質問は、これから5年以内に町の活性化を図る目的で実施されている事業には、どんな事業を予定しているのか。主要な事業項目のみをお聞かせ願いたいと思います。

次に、町の活性化についてであります。阿見町第5次総合計画には、8項目の柱を挙げており、その6項目目に活性化のことを書いております。

「暮らしを支える活力のあるまち」、そこには地域産業の振興のページがあります。その中で活力とにぎわいの産業づくりで、1つに農業、2つ目に商業、3つ目に工業、4つ目に観光が計画をされています。その観光の中で霞ヶ浦周辺の眺めは本町の財産であるとともに、最も重要な観光資源であるというふうに明記をしているわけでございます。

しかし、こうも書いています。この資源が必ずしも観光の拠点となる場が乏しいため、霞ヶ浦の水と緑に囲まれた資源が有効に活用されてきたとは言えない状況ですと、こういうふうに5次総は分析をしております。

5次総に具体的に書かれている観光資源としましては、周辺市町村の広域環境に関する協議会、これは何の意味かちょっとわかりません。そのように書いています。2つ目に漫遊いばらきキャンペーンの実施、3つ目にヤーコンなどの農産物収穫体験を核とした観光事業の推進など、さまざまな取り組みを進めていますとあります。

しかしながら、現在のところ、観光として町活性化につながるような事業を実施しているようには見えませんし、その兆候も見られないように私は思うんです。こういう思いをするのは私だけでしょうか、わかりませんが、また5次総にこのようにも書かれています。自衛隊の中にある予科練記念館と連携した霞ヶ浦平和記念公園の整備を図り、観光の振興を図ると記されていますが、これから建設するであろう平和記念館が観光資源として組み込まれているのかどうか、この5次総の文面上では読み取ることができません。

以上述べましたとおり、町の観光資源開発の現状は極めて厳しいというふうに言わざるを得ません。そこで残された観光資源としては、私は現実的には予科練平和記念館建設に期待しなければならないというふうに思うわけであります。

しかしながら、現在私が知るところによれば、記念館建設を町の観光資源として、町の活性化に生かそうとする視点が、どこにも計画されていな

いような気がいたします。現在記念館建設に関する町の主要な計画、資料としては、平成10年3月に霞ヶ浦湖岸公園構想という、この冊子があります。そして、平成17年3月に阿見町（仮称）平和記念館建築基本設計と、この2冊があります。まだ、もう一つ、阿見町景観整備計画、これは平成9年にできたものがあります。これはありますけれども、この2つが主なものでございます。

霞ヶ浦記念構想というのは、もう古いというふうに言われるかもしれませんが、記念館に関してのことは、これにも詳しく書いています。古い10年3月の構想では、今から建てるであろう記念館は、予科練中心の考え方であります。しかし、新しい17年3月ですね、この部分に書いているものの基本設計では、予科練に関する展示スペースは、全体の4分の1でございます。いわば、この中身は阿見町の資料館、歴史館建設というような中身というふうになっています。

これに書いてある内容を簡単に説明します。まず、阿見原の開拓時代です。それから霞ヶ浦海軍航空隊の開設、次に予科練の移設、そして終戦、戦後復興と社会の変化、次に発展する社会と地球問題、さらに共生する社会を目指している。こういう展示スペースになっているわけです。予科練の部分は4分の1というふうになっております。まさしく阿見町の歴史教育的施設及び未来展望施設というふうに思えてなりません。

阿見町の歴史や未来には、阿見町民としては当然興味を持つとは思いますが、全国から来てそれを見てやろうという気に、興味を示すかどうかというのは、私は甚だ疑問でございます。

過去、他の市町村の建設した歴史館がどこも閑古鳥が鳴いている箱物にすぎない。入場者も少ない。何の付加価値も与えていないものです。これは執行部の皆様も当然御承知のことと思います。

例えば身近なところで、美浦村の陸平の貝塚資料館、これは貝塚発掘で非常に有名な資料館です。しかし、そういう意味では非常に大切な資料館

ですけれども、人がよそから多く集まって、町の活性化になっているかどうかというのは、これは甚だ疑問でございます。今稲敷市ですけれども、東町の歴史館、これは図書館の横にあるんですけれども、これは現在稲敷市の歴史館に変えようというふうにしておりますが、この東町の歴史館。旧小川町の歴史館、これも図書館の2階にあるんです。玉造町の霞ヶ浦ふれあいランド、これは水の科学館虹の塔、玉のミュージアムというふうなものが近隣にはございます。これは教育的施設、歴史館です。

それはいずれのやかたも、先ほど言いましたように、教育的とか歴史館的な色彩が強い施設でございますので、当然それに基づく付加価値が付与されておりませんので、閑古鳥が鳴いている箱というふうになっておるんです。当然その市町村には、町の活性化につながるような現状ではないということでございます。

これに反して、広島原爆平和記念館、鹿児島知覧の特攻平和記念館、1年前にオープンしました呉市の大和ミュージアム、これは大入り満員なんです。これは地の利というものもあるでしょうが、多くの人が集まり、感激し、何か心を打たれるものがそこにあるから、人が集まるわけです。それには、1つのものをしっかりと追求しているんです。それぞれの展示館、広島にしても、大和ミュージアムにしても、知覧の特攻記念館にしても、1つのことを追求して人々に感動を与えているわけです。

知覧の特攻記念館というのは、あれは陸軍の特攻基地なんですけれども、特攻一色なんです。そのわきに知覧の歴史館があります。小さくです。それはそれでいいと思いますけれども、そこはあくまでも知覧の町の歴史でございますので、特攻平和記念館に訪れるお客様はそちらには見学に行くというようなことは、全然ございません。歴史館であれば、ひっそりとしているということです。

話はちょっと変わりますが、新町、青宿、廻戸の数人の方から、記念館建設についての話を伺いました。私がお話しした人は、こういうふ

うに武器学校雄翔館、これは通称予科練記念館ですね、と雄翔園が町がこれから建てるであろう記念館と一体となって、予科練一色の記念館が建設されるものと思っている人たちばかりです。

新町、青宿の方々が思うのは、もったもなことがあるんです。さっき私が言いましたように、湖岸公園構想の記念館の部分、Aゾーンですけれども、これは武器学校の記念館と一体的修景整備を有効に活用しというふうに記されているんです。Aゾーンというのは、予科練中心のゾーンになるんです。さらに解体・保存されている旧海軍将校クラブを復元し、展示場として、また物産館として活用する計画になっております。また、駐車場にしても、多くの人が集まるように、大型バスのとまる台数も今の計画よりも多いです。

平成9年作成の阿見町の景観整備重点地区整備計画、これには阿見町景観整備重点地区整備ということで、武器学校の予科練記念館は開放的整備、修景を行い、町の顔として活用を推進するというふうにかかれてあります。この修景という言葉は、安い私の辞書では載ってないんです。修景というのは、修めるに、景色の景です。修景というので、これは自然環境を破壊しないように整備するという意味だそうです。

現在の基本設計、黄色い記念館の基本設計には、町の歴史館、教育的施設ということを想定していますけれども、私がお会いした廻戸とか新町の方々は、教育的施設とか歴史館的施設ということは、だれも想像しておりませんでした。やはり湖岸公園構想による予科練記念館一色ということは、頭にあります。それで、地域の活性化が図れるというふうに信じている方です。

これで、予科練記念館が町の活性化とどうつながるのかということが、この2番目の質問でございます。

次、現在約10億円から13億円の記念館を建設するに当たり、何を目玉として活性化を図ろうとしているのか。それとも、記念館建設は、町の活性

化のための施設ではないと、単なる町の歴史館、教育的施設というふうに位置づけているのかどうかというのを、私はお尋ねしたいわけでございます。

次です。現在、環境整備工場に保管されています、旧海軍将校クラブの解体材をどう復元するのか。何に活用するのか。本当に旧将校クラブが復元する価値があるのかどうか。記念館との関連性をどう考えているのかをお尋ねいたします。

先ほど述べましたけれども、平成10年の古い方の湖岸公園構想では、この点を明確にして、海軍将校クラブは建築物としても非常に有名なもので、復元して活用するというふうに書いております。しかし、黄色い新しい平和記念館展示、これでは旧将校クラブを活用するというようなところはないんです。だから、これはそれで考え方が変われば、そうなるでしょうけれども、いずれにしても、将校クラブというのは記されておられません。こういうことでございます。

次に、名は体をあらわすということわざどおり、記念館の正式な名称はいつごろ決まるのでしょうか。昨年6月に同じ一般質問のときの答弁は、一般開放を予定する武器学校の雄翔館との有機的な関連もありますので、特に海原会と十分に意見調整した上で、最終的に決定したいと考えておりますということになっていますが、まだオープンまでに時間がございしますので、その後も1年間進展したことがあれば、お聞かせ願いたいというふうに思います。

ただ、名前が決まらないと、集めるものもおのずと中身が違ってくると思うんです。本当の意味の歴史館というものであれば、阿見町の弥生時代から土器時代、土器時代から石器時代、農機具から、いろんなものを集めなければならないでしょう。予科練記念館になると、中身がまた当然違ってきますので、そうすると、来場する方も、そういう農機具とか町の歴史を見る方、予科練一色になると、来場者の質も違ってくると思います。数

もです。

そういうことで、4つの質問を私はしたわけですが、いずれにしても、ぜひこの記念館、10億円から13億円かける記念館に対して付加価値をつけて、つまり、商工農業が潤う記念館建設をお願いをしたいわけでございます。

ということで、前向きな御答弁をいただければ、幸いに存じます。よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 藤井議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の町の活性化を図る事業項目についてであります。平成18年第1回定例会におきまして、私の所信表明の中で、中期的な町政運営の重要課題の取り組みについて申し上げましたが、改めまして主な事業について、第5次総合計画の大綱に沿ってお答えいたします。

1つ目は、「みんなの声が活きる町」であります。大学や医療機関等との連携によるまちづくりを推進するため、大学・医療機関等との連携協力による事業を進めるとともに、町民活動を支援するための町民活動センター事業、パブリックコメント制度の導入や、男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画社会推進事業などを推進していきます。

2つ目は、「環境を守り育むまち」であります。自然資源を積極的に保全するために、平地林保全事業、景観整備事業などを推進するとともに、資源循環型社会の形成を目指し、ごみ減量化対策事業、環境美化事業などを推進してまいります。

3つ目は、「安全で安心して暮らせるまち」であります。町民が安心して暮らせる生活環境を目指し、上水道第三次拡張事業、農業集落排水事業、

耐震診断事業などを推進してまいります。

4つ目は、「健康で明るくやさしいまち」であります。町民が健康で元気に暮らしていくことができる地域社会の形成を目指し、健康づくり推進事業を推進するとともに、地域福祉の充実を図るため、次世代育成支援対策事業、地域子育て支援センター事業、放課後児童健全育成事業、介護サービス予防事業などを推進してまいります。

5つ目は、「いきいき学びのまち」であります。幼児教育、学校教育の充実を図るために、学校図書館司書配置事業、社会人TT配置事業、教育相談センター運営事業などを推進するとともに、地域特性を生かした新たな拠点となる場として、(仮称)霞ヶ浦平和記念公園事業を推進してまいります。

6つ目は、「暮らしを支える活力あるまち」であります。農業経営の安定化に努め、都市近郊型農業の振興を図るため、遊休農地解消対策事業、農業集落活性化事業、新規就農者支援事業などを推進するとともに、活力とにぎわいのある地域産業の発展を目指し、消費行政推進事業、東部工業団地企業誘致事業などを推進してまいります。

7つ目は、「快適で便利な美しいまち」であります。土地利用構想の実現を目指し、総合的・計画的なまちづくりを推進するために、本郷第一地区区画整理事業、荒川本郷地区整備事業、吉原インターチェンジ周辺地区整備事業などの市街地整備事業を推進してまいります。

最後に、「効率・効果・透明性を大切にするまち」であります。厳しい財政状況を克服し、新たな活性化事業に資源を投入するため、「行政改革」を推進するとともに、行政経営を推進することを目的として、行政評価を実施してまいります。

以上、中期的な町政運営の重要課題の取り組みについて、基本方針の一端を申し上げましたが、これらすべての事業が、町の活性化につながると考えております。

これからは、今まで以上に行政改革を積極的に進め、財源確保を図りつつ、優先度の高い事業から着実に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いします。

2点目の記念館建設と町活性化の具体的方策についてであります。（仮称）予科練平和記念館は、阿見町の歴史、風土を踏まえ、予科練を初め海軍、戦争関連の貴重な資料・記録を収集し、伝承していくとともに、それらを展示し、多くの人々に平和の尊さを伝え、平和について学ぶ場として整備してまいります。

記念館のコンセプトとしては、「歴史に学び、平和について考え、平和のメッセージを発信する場」とし、町内の児童・生徒はもとより高校生などの若い世代から高齢者まで多くの方に来館していただけるような施設となるよう整備をしてまいりたいと考えております。

また、従来から考えておりますように、今後、武器学校内の雄翔館、雄翔園の一般開放についても、武器学校と協議を進めておりますが、新しくつくる予科練平和記念館と、今言いました施設が一体的な形で利用・活用できるような形をつくってまいります。

このように、町の貴重な歴史的文化遺産を保存・活用し、町の観光の拠点となるような施設として記念館整備を進めるとともに、運営面においても魅力ある記念館となるよう十分検討し、県内はもとより全国からより多くの方に来館していただき、地域の活性化を図ってまいりたいと考えます。

ちょっと順序が逆になりますが、次に3点目の記念館の正式名称、これについてお答えしたいと思います。この正式名称はいつごろ決まるかとの質問ではありますが、当初は（仮称）霞ヶ浦平和記念館を使っていたこともありましたが、戦後、半世紀以上が経過し、予科練という戦史の記録が全国的に貴重であり、記念館を建設するに当たり、予科練の歴史を中心に据えるべきだろうという基本的な考え方と、予科練の歴史を全国的に発信することを基本に、さらには知名度による集客力を高めるためにも、予科練

という名称を前面に出すことが必要であると考えております。

現在（仮称）予科練平和記念館という名称を使用しておりますが、今後具体的に整備するに当たり、設置管理条例や規則の整備に伴い、名称決定は必要であります。正式名称の決定時期については、平成19年度予算編成において実施設計を実施することが決定すれば、それに合わせて正式名称を決定していきたいと考えています。

藤井議員の質問の中で、計画書の中では、歴史記念館的な色彩が強いという話がありました。いろいろ議論し、また、海原会とも議論をしております。そういう中で、やはり基本には、先ほども触れましたけれども、予科練という歴史的な重要な関係、それを中心に据えて、当然名称としても、今現在は仮称であります。予科練平和記念館というのを一般的に使うようになっております。そういう意味で、ウエートとしては当然予科練というものが中心に置かれ、こういうことについて、比較的最近海原会とも十分議論をしまして、そういう方向を確認しているところであります。

4点目の旧海軍将校クラブの保管している建築材を、どのように活用する予定かという質問であります。平成17年第2回定例会でも藤井議員から質問があり、資料の一部を予科練平和記念館の展示資料として検討していると回答しておりますが、現在も平成21年の開館に向けて、より充実した資料収集を進めております。今後それらの資料とともに、旧海軍将校クラブの建築材料の一部を、よりよい形でどのように活用していくか検討している段階であります。

今お答えしましたように、予科練ということを中心に据える場合に、将校クラブの意味がどういうことがあるか、歴史的なものとしての意味はあると思いますけれども、予科練と将校クラブの関係というのは直接ないわけですから、その辺をどういう評価をするか、これについてはこれから十分検討していきたい、こう考えます。

いずれにしても、将校クラブを完全な形で復元するとなると、相当の費

用がかかるということになります。その辺もあわせて検討して、最終的な判断をしたいと思っております。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） これから予科練を中心とした記念館に整備をするという、検討するということでお答えをいただきましたけれども、現在のこの基本設計で、だれを対象に、町長の今の答えでは、全国からお客さんを集めてという言い方をされましたけれども、これに載っている集客対象、来てくれる人、これはどういう人を想定していますか。教育長、ちょっとお答え願えますか。それが1つ。

この基本設計で、中身の展示物とかを見ながら、全国からお客さんが集まると思いますが、どうか。まず、その集客、どういう人たちを対象に、基本設計ができているのか。全面的に見直すというなら別です。この内容で全国からお客さんが集まるのかどうか。その集客力があるのかどうか。

もう一つ、3つ目の質問は、ことしの5月に予科練の方々に、町の方から説明に行っているんです。その資料がここにあるんですけども、これは文言上、言葉上、活字上は予科練が中心なんです。だけど、これは多分急遽、説明用につくったんだろうと思うんで、展示物の内容は4分の1しか、変わってないんです。そういうところは矛盾しないのかどうか。

その3つ、お答え願いたいと思います。お願いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） この基本設計ができて、一応それで構成ができておりますけれども、基本設計について、まだまだ検討が不十分な点があった。そういうふうに考えています。だから、基本設計が絶対のものであると、そういうふうに考えないでいただきたい。

当然、これから実施設計があるわけで、基本設計を参考にする部分はあるでしょうけれども、あくまでも予科練を中心に据えるということですか

ら、その辺で展示物についての考え方の整理も、ある程度考え方を変える部分もある。そういうふうに理解していただきたい。すべてそのとおりに動くんじゃない。

したがって、予科練を中心にした形にするということ、そのことによって、やっぱり集客力がふえるであろうと、そういうふうな想定もしているわけであります。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 今、町長が言われましたように、あくまでも基本設計だと、実施設計のときに変えるということであれば、非常によろしいかと私は思います。

ただ、私が質問したのは、ちょっと意地悪な質問だったかもしれませんが、集客力で、施設の性格として、このように書いてあります。多くの町民が継続的に当施設を利用すると書いてあります。これでは、町民しか使わないことになっているんです。つくる対象が町民なんです。町民のためにつくる。

もう一つは、想定される利用者、ここにも現時点で想定される利用者には町民や戦争体験者が挙げられる。これらの利用者に対して、マーケティング市場で云々と書いて、町民を小中学生や高齢者、また学生において利用形態を考慮しと、町民に限っているんです。

これでは付加価値はつかない。阿見の町民だけしか利用しない。しかも、町民も1回利用すれば、もう何回も、年中。いろんな体験コーナーがありますけれども、これはそうは行きません。まして外からお客さんなんか来ない。

町長が今言ったように、これを全面的に見直すと、全面的とは言いませんけれども、見直してやられるということを確認していいですか。再度確認をさせていただきます。

町長も言われましたように、予科練と将校クラブというのは関係ないん

です。霞ヶ浦海軍航空隊の将校クラブですから。予科練は武器学校でやったほうですから、予科練を中心とするのであれば、将校クラブは関係ないんです。関係ないとは言いません。言いませんけれども、廃材をどれぐらいかけて修復できるのかわかりませんが、記念館建設に当たり、金をかけてやるほどの価値があるのか。

この際思い切って、廃材にしたらかどうかというふうな提案でございますけれども、そういうことで、金をかけて修復するということが、本当にいいのかどうかということが2つ目です。

そういうことで、その2つの質問をいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 今言いましたように、基本設計については、かなり根本的な形での見直しをやるということ。

ただ、町民を対象にするということ。これはやっぱり非常に重要な要素だと考えております。これは特にこの記念館そのものが、基本的に町費をもってつくるわけですから、予科練とは言いましても、予科練と関連して、この町の海軍航空隊の歴史、戦争の歴史、いろいろな形で被害を受けた状況、そういうものについては、今回の建設の中できちんと整理して、そういうものの実態がわかるような形、それを町民にきちんと歴史として認識してもらおうような、そういう形をつくり、町民がいつまでも若いわけじゃないですから、だんだん世代が変わっていく中でも、きちんとそれぞれの世代の人たちが理解する。

そういう形で、町民は1回行ったら行かないだろう、そういう認識では困るんで、これについてはやっぱり町としての基本的な重要な記念館であるわけですから、当然全国からも来てもらう、県内からも来てもらう。町民がやはり自分たちの施設であるということを認識して、ちゃんと活用してもらおう。そういうことが非常に重要だろうと考えます。

将校クラブについては、先ほど答えたように、関連性の問題、今の時点で、将校クラブだけを相当な費用をかけて、完全な形で復元することが意味があるのかどうか。こういうことについては十分検討すると言ったわけですから、きょうの段階ではそれ以上のことはいいんじゃないだろうか。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 若干補足説明させていただきたいんですけども、大和ミュージアムというのは、できて1年ちょっとなんです。それで170万人の利用者が来ているんです。何がそうさせているかということは、呉市の市長が思いも寄らなかったということを答えていまして、それでも、ただ、何でそういうことになったかというと、ちょうどブームもあるんです。

「男たちの大和」、そういうものもあったし、1点集中なんです。船艦大和のみ、呉市の海軍の船艦大和をつくった技術を来て、だから1点に絞っているわけです。だから、そういう形で、予科練について絞っていただきたいということを願っております。

これは提案ですけども、私の提案ですが、西の知覧、東の阿見と言われるような施設にさせていただくためには、焦点を絞って予科練一色にするということと、その中には武器学校は精神的なものを伝えているという、遺書がありますから。武器学校と一体化するというのであれば、精神的なものにとらえて、あそこは遺品・遺書でありますけれども、今度阿見町がつくる記念館は、これは今戦後60年になったから、ある程度国民の皆様が客観的に歴史を振り返る時代になりましたんで、特に問題はないと思います。

大和ミュージアムと同じように、例えばの話ですけども、復元して零戦を展示する、霞ヶ浦湖岸で予科練生が練習した2枚羽根の赤とんぼ、あれを展示する。特攻兵器であります人間魚雷回天、もしくは震洋というベニヤ板のモーターボートに爆弾をつけて、夜陰に乗じて敵の船艦にぶつかっていくという、その震洋という特攻兵器。人間爆弾、桜花。こういうも

のを展示をして、向こうは心、こちらは物で平和と戦争の悲惨さを訴えるという、そういう施設にしてはどうかという提案なんです。そうすれば、西の知覧、東の阿見というふうな記念館が建つと思うんです。

この構想はいかがでしょうか。感想だけでももし述べられたらお願いします。これは私の要望でもございます。

〔「要望でいいだろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 要望でいいですか。

○8番（藤井孝幸君） もう一つ。質問じゃありませんから。

ここに大和ミュージアムを建設したときに、大和の人気は戦争を知らない人たちも今知ろうとしている。これは客観的に見られますから。

もう一つは、ここにこういうふう書いてあるんです。本来博物館的なものは、教育委員会の所管なのだが、文化行政と観光行政を一体で進めたいなどの理由で、この施設を教育委員会に所属させずに、商工観光部の管轄下においた。こういうことなんです。だから、教育長には申しわけないんですけど、教育長に任せれば、教育施設になるんです。

〔「議長、一般質問を許可してください」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） 失礼、すぐやります。

だから、そういうことで、所管を変えることも要望いたします。

終わります。

○議長（久保谷実君） これで、8番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 通告に従いまして、2項目について御質問いたします。町長、教育長及び執行部の前向きなる御答弁を御期待申し上げます。

まず、1項目目、子供の居場所安全対策についてであります。近年少子高齢化社会の進展や地域コミュニティーの弱まりなどを背景に、子供たち

の社会性の低下、地域活力の低下、青少年の問題行動の深刻化などの社会問題が表面化しており、これら諸問題への対応については、地域社会において重要な課題となっております。

さらに、登下校時などに子供が被害者となる犯罪事件が相次ぎ、このようなことから、子供を守る視点からも放課後や週末などに地域の大人、退職教員、学生などを配置し、地域の教育力の再生を図り、学校、行政、地域が一体となって、体育館や空き教室などで安全・安心して活動できる子供の居場所づくりの整備や拡充が求められています。

また、今年政府は子供たちの安全な集団下校を進める子ども待機スペース交流活動推進事業の創設に7億円を計上している。そもそも居場所づくり事業は平成16年から3カ年計画でスタートいたしました。ことしで終了となることから、今後政府は、文部科学省の地域子ども教室と、厚生労働省が実施してきた学童保育の支援事業を一体化する、(仮称)放課後子どもプランに取り組む見解を示しております。

地域子ども教室が学童保育に比べ地域の力を積極的に活用している、また、対象年齢が幅広いことを挙げ、一体化する形で整備、拡充されることは、行政改革の立場からも歓迎すべきものとしている。

当町におきましては、現在子どもの居場所づくりの補助事業を受けながら、5日制対策事業を推進し、各学校区を単位として組織化し、子供たちの健やかな育成のために、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力の充実を図る取り組みに対しましては、大変評価しております。

さらに、今後時代に即したものに転換していくには、見直しを図り、現在どうなのか的確にとらえ、ニーズを吸い上げ、地域の実情に合わせた取り組みが必要と考えます。また、安全確保は最優先課題であります。子供たちが安全に安心して過ごせる体制づくりをさらに進めていくべきであり、そこで、6点についてお伺いいたします。

1、体育館、空き教室等で地域住民らと交流を進めながら過ごす、子ども

も待機スペース交流活動推進事業の取り組みについて、当町ではどのような計画をしておられるのでしょうか。

2、集団下校時の待機スペースの現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

3、文部科学省と厚生労働省が今子供の教育と安全対策について、しっかり連携をとりながら推進していくとの姿勢を示しています。そこで、当町では教育委員会と児童福祉課でも連携をとって、取り組む体制はとっておられるのでしょうか。

4、学校ボランティアの活用への取り組みについて進捗状況をお聞かせください。

5、不審者の情報提供に対し、当町の現況をお伺いいたします。

6、子供の安全対策への親の意識調査を徹底して調べるために、アンケート調査をしてみてもどうでしょうか。私自身も個人的に調査しましたが、1人でも多くの保護者の考えを吸い上げるために、全保護者対象のアンケート調査が必要ではないかと考えます。これはぜひ実施していただきたいと思います。

続きまして、内部障害・疾患者を理解するハート・プラスマークの啓発について御質問いたします。

心臓や腎臓など体の内部に疾患がある内部障害者は、外見では健常者と変わらないため、日常生活でさまざまな誤解を受けやすい。こうした現状を改めようと、内部障害者の団体が作成したマーク、ハート・プラスが現在公的な場所として初めて愛知万博で使用されたのを皮切りに、各地の行政窓口に掲示されるケースがふえています。政府も国民の多くが認識し、温かい手を差し伸べてもらえるような運動を展開していく必要があるとの見解を示しております。

国の身体障害者実態調査によると、身体障害者のうち内部障害者は4人に1人、当町でも約30%も占めております。内部障害者は見えない障害で

あるがゆえに、社会的認知が低い。このため、職場では障害を持つことが理解されず、健常者と同じ働きを求められて、体を壊すケースが後を絶たないそうです。日常生活では、障害者用の駐車スペースを利用したら、注意を受けたりと、誤解に基づく、数多くの人がつらい思いを経験しているそうです。

そこで、当町でも内部障害者に対する町民への理解と支援を推進していくために、啓発すべきと考えます。その取り組みについて伺いたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） おはようございます。

子供の居場所安全対策についてお答え申し上げます。

第1点目の子ども待機スペース交流活動推進事業の取り組みについてお答えいたします。この事業は子供たちを1人で下校させない体制づくりを進めるとともに、地域の大人と子供たちが交流を図り、地域の子供たちを見る目をふやしていくことで、安全で安心な地域づくりを支援することをねらいとしております。

文部科学省の委託を茨城県が受けて運営協議会を設置し、さらに市町村が実行委員会を設置して、再委託を受ける形で進められております。

阿見町ではこの事業の委託は受けておりませんが、平成16年度より地域子ども教室推進事業の委託を受けておりますので、町事業で学校週5日制対策事業、公民館事業等を連動して、週末を中心に地域の方々の御協力をいただき、子供の居場所づくりや地域の教育力の向上に努めております。

昨今の子供たちを取り巻く情勢を見ますと、週末だけでなく、平日放課後の安全な子供の居場所づくりにも努める必要がございます。その一方で、子供たちを学校にとどめるということにより、下校時も引率リーダーとな

る高学年児童への負担、保護者の迎え、また、居場所の管理者の確保など、配慮しなければならない課題も少なくありません。

そこでまず教育委員会としましては、学校と十分な話し合いを重ね、このような条件を整えることから始まって、検討を重ねていきたいと、かように考えております。

次の2点目は、集団下校時の待機スペースの件についてお答え申し上げます。町内小学校での下校時の待機スペースの現状につきましては、現在どの学校でも集団下校を実施していますので、児童が待機することは少ないです。家庭の都合で子供を待たせておく場合やバスの時間待ちなどには、図書館を開放したり、また、教室にて担任付き添いで待機したりして、待機スペースを確保しております。したがって、待機スペースについては現状維持でよいと考えております。

次に、3点目は、教育委員会と児童福祉課との連携についてお答え申し上げます。教育委員会と児童福祉課との連携につきましては、児童の安全対策の一環としての放課後の児童館開設、また、児童生徒の不登校への対応など、連携をもって対応してきております。今後も教育委員会と児童福祉課はさらなる連携をもってやっていくつもりでおります。

4点目は、学校ボランティアの活用の取り組みについてお答え申し上げます。学校ボランティアにはたくさんの方がごぞいます。今回は安全対策のボランティアに対してお答え申し上げます。

下校時の安全パトロールを実施している団体ですが、阿見小は2団体、実穀小学校は3団体、吉原小1、本郷小2、君原小1、舟島小1、阿見第一小3、阿見第二小2、中学校ではそれぞれ各1、合計18団体になっております。

下校時刻に合わせて、各ボランティア団体の方々が腕章やたすきなどをつけて、通学路を巡回して下さったり、またT字路等に立って、子供たちの安全な登下校を見守ってくれております。地域によっては、曜日によ

って担当者等を決めて、下校時間に合わせて学校付近まで迎えに来てくださるといようなボランティアの団体もごございます。

このように、登下校の安全対策といたしましては、いろいろなボランティアの方々に協力していただいている現状でございます。

次に、5点目は、不審者の情報提供への対応でございますが、これについてお答え申し上げます。昨年の町内での不審者情報は14件です。その半数が身体露出、ほかは声かけ、自宅訪問、ランドセルつかみ等です。今年度に入りましては、3件声かけ、腕つかみ等がありました。

各小中学校及び近隣の不審者等の情報があれば、直ちにファクスと電話等で全小中学校や私立の幼稚園、また保育所等に知らせております。また、各学校では、それぞれの家庭に知らせましたり、具体的には児童生徒に注意を促し指導するとともに、内容によっては、一斉に下校を行い、教職員が付き添ったり、保護者に迎えに来てもらったりして、児童生徒が被害に遭わないように努めております。

最後に、子供の安全対策への親の意識調査についてお答え申し上げます。現在各学校では、安全対策は緊急かつ重要課題ということで、既にPTAや地域住民の方々の参加をいただき、町内全11校で、それぞれ保護者会や防犯会議等を開催し、安全対策についての意見交換を行い、保護者の考えを十分に聞いて、学校ごとに対応策を考え、それを実行しております。

以上のように、各学校の実情に合わせて、学校、PTA、地域住民等が一体となり、児童生徒の安全確保に取り組んでおりますので、全保護者対象のアンケート調査は、今のところは実施することは考えてございません。

○議長（久保谷実君） 町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、内部障害・疾患者を理解するハート・プラスマークの啓発についてであります。

障害者のマークには、国際シンボルマークとして車いすをモデルにした

マークや視覚障害者のマークがあります。また、国内の公的なものとして、身体障害者標識、補助犬マーク、オストメイトマークがあります。さらに、任意団体が作成したシンボルマークとして、聴覚障害者シンボルマークやハート・プラスマークがあります。

聴覚障害者や内部障害者は外見から判断できないことから、障害者であると認識されず、周囲の人々に誤解を受けることが多いと思われます。

御質問にありましたハート・プラスマークは、内部障害についての周知、啓発を目的とする団体が作成しているものであり、こうした活動は、内部障害に対する理解を深めるための有効な取り組みの1つと認識しております。

特に本年4月からは障害者自立支援法が施行されましたので、これを機会に障害者の福祉向上のためにも、障害者のシンボルマークについての啓蒙活動を進めていきたいと考えております。

今後、町としましては、御意見を踏まえまして、町広報紙やホームページを活用するなど、さまざまな機会をとらえて、町民に対して紹介していきたいと考えます。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 御答弁、大変にありがとうございました。

内部障害者・疾患者を理解するハート・プラスマークの啓発につきましては、町民への周知・啓発をぜひお願いいたしたいと思っております。

また、今後は各課の窓口にもこのマークを掲示していただくことで、日ごろからつらい思いをしておられる町民への心遣いを職員から広めていただければと御要望いたします。

次に、子ども居場所安全対策について御質問をいたします。まず、子ども待機スペース交流活動推進事業についてであります。これに関しましては、今後学校と連携をとって、条件を整理してから検討していくという御答弁でありましたけれども、長期的に、また何次計画の中に入れていく

のか、そういう計画をきちんと立てていくことも、具体的に大切かと思えます。今後そういった何年計画で推進していくという、そういう予定はございますでしょうか。

また、地域の協力も必要なわけですが、こういった場合、どのような方法で人材を募っていくお考えでおられるのでしょうか。お尋ねいたします。

また、体育館、空き教室の開放時間は現在どのようになっておられるのかお伺いいたします。

また、当町の学校で行っている学童保育は現在3校あるわけですが、学童クラブの子供たちも、そうでない子供たちも気軽に、また、たまたま親もいないときとかも、放課後体育館で居場所づくりとして子供たちが参加できる企画を、今後考えていくべきではないかと思えます。実際5日制対策に参加する子供はよいのですが、参加できない子供たちのためにも御提案いたします。

また、まず子供たちの意見、どんなことをやりたいのか、子供たち、親たちのそういったアンケートの実施もぜひ加えてお願いしたいと思います。その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、安全対策への親の意識調査のアンケートでございますけれども、これは保護者の方から強い要望が出ております。ぜひこれはやっていただきたいと思えます。

以上、御質問お願いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長（大竹利一君） ただいまの御質問なんですけれども、まず1点目の子ども待機スペース交流事業の計画なんですけれども、この答弁書にもありますように、現在5日制対策事業で子供たちの居場所づくりを確保しているというのが現状でありますので、これをもっと解釈しま

して、放課後まで解釈したものの取り組みということでもありますので、やはり答弁書にありましたように、それぞれの課題がございます。

そういったものを検討していかなければなりませんので、事業としての性格は十分認識しておりますので、今後町として、教育委員会として計画をどのように立てていったらいいのかも検討しなきゃなりませんので、5日制対策事業の評価もしながら考えていきたいと思っておりますので、ここで何年度から計画を入れるかについてはお答えできない状態ですけれども、やはり現状がこのように変わってきておりますので、今後検討しながら、この待機スペース事業についても取り入れていきたいと考えております。

2点目の体育館等の空き状況でございますが、やはり今教育委員会等の空き時間につきましては、学校の施設でありますので、学校が終わってからの時間と、一般の方が使う時間帯の間については、若干あいているかと思えます。一般の体育関係の開放につきましては6時からとなっておりますので、学校の方の終わる時間との間の時間帯を見ますと、1時間ぐらいの空き時間はあるのかなということで想定できます。

以上です。

もう1点ありましたアンケート調査でございますが、アンケート調査についても、待機スペース事業をやるに当たってのアンケートの件、安全対策に対する親の意識のアンケートという2件出ておりましたけれども、待機スペース関係の事業につきましても、今後はどういう人たちにどのようにしていくかということの中で、いろいろな要望事項もありますので、アンケートをするかしないかについては十分検討していきたいと思っております。

2点目の児童関係の安全対策についての父兄のアンケートにつきましては、現在あらゆるところで父兄たちの意見は聞いている機会がありますので、その中でぜひ父兄のアンケートが必要ということが判断できたときに

は、その方法も取り入れる考えはあります。

以上です。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。

そのような判断ができましたら、そういう御要望がかなり多いので、アンケートの方はぜひ提案したいと思います。

また、ここで放課後の時間帯を利用している子供の居場所づくり、今も体育館も1時間ぐらいいはあいているという御答弁もございましたけれども、学校の実情もあるかとは思いますが、その取り組んでいる事例を御紹介したいと思います。

隣の牛久市の岡田小学校でありますけれども、ここでは財団法人日本レクリエーション協会という協力で、地域ボランティアが中心となって年間30回程度、毎週木曜日、その他にも放課後の時間帯などに子供のドッジボール、こま遊び、竹馬といった昔懐かしい遊びなど、遊びの城と名づけて実施しております。子供たち30人ぐら이가、授業が終わると体育館に駆け足で集まってくるそうでありますけれども、家でゲームするよりも、みんなで体を動かす方がずっと楽しいと、大変人気があるそうであります。子供たちのほとんどの親は、遊び終わった後、子供を体育館まで直接迎えに来るなど、子供の安全管理にも配慮しておられます。

関係者から話をお聞きいたしましたところ、異なる学年との交流を通し、日を追うごとに礼儀正しい子に成長しているといいます。全国167カ所で現在実施しているとも伺っておりますけれども、両親が共働きの子供に限らず、すべての子供が放課後から夕方まで、希望者があれば時間を楽しめる場を工夫していくことも大切かと思えます。

大人も児童もともに育ち合う、学童児童と合体した健全育成事業ではありますけれども、今後こういった事業も必要かと思えますので、ぜひ前向きな検討をお願いするものでございます。

また、保護者の要望もございます。また、当町でも要望があれば、ぜひさせていただきたいというNPO団体もございます。

また、子供の居場所づくりを通じて、今後退職した企業人や教員、NPOなども意欲ある大人の活躍のできる場を広げていく場でもあると考えますので、その辺もぜひ考慮して御検討願いたいと思います。

そこで、現在当町には元教員は何人おられるのでしょうか。わかる範囲でお答えください。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長（大竹利一君） はっきり言って、数字はつかんでおりません。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） また、そういう元教員等の活躍の場も必要かと思いますので、実態の方はぜひ調べていただきたいとは思いますが、今後退職教員などによる放課後課外事業の実施なども視野に入れ、格差社会、学力の低下が問われている今日、今後精査し取り入れていかれることを要望いたします。

最後の質問でございませうけれども、不審者の情報提供でありますけれども、先ほどの答弁にもございましたけれども、手紙またファクス等という御答弁もありましたけれども、子供の方から親に見せるのを忘れてたりとか、随分後になって見せられたりとか、そういうことをよく親の方からも聞いておりますけれども、現在第二小では先生が希望者に携帯メールをされているとお聞きいたしました。すばらしいことだと、とても感動いたしました。今や必需品となっている携帯電話によるメール機能を利用するのが、一番効果的であるかと思えます。御見解をお伺いいたします。

また、各学校の見守り隊を現在さまざまな角度で結成されているわけでもございませうけれども、こだまの家でも御協力してくださっている地域の住民もおられるわけでもございませうけれども、町民挙げての防犯・安全運動を展開する

上で重要なことは、情報を共有することではないでしょうか。最初だけで何の情報もないという声も聞かれますが、防犯・安全のためには地域の方の協力がなくてはなりません。各学校ごとの今後こういった情報提供の対応はどのようにお考えでしょうか。

また、定期的に情報交換の場を設けるべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長（大竹利一君） お答えいたします。

やはり情報につきましては、内容を正確に伝えていくということで、皆さんに周知することは大事ですので、今難波議員が申しましたように、いろいろな代表のボランティアの方、こだまの家等を活用をしながらやっておりますので、この内容的なものを充実しながら、また、情報提供の場もつくっていきながら、さらに高めていきたいと考えております。

また、例で挙げました、今言いました連絡網の確立、こういうことについても、十分現状を踏まえながら、各学校違いますので、情報の場の1つとして考えていきたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。質問はできないので御了解ください。

○4番（難波千香子君） 今何が必要なのか、重要なことは何かと、情報提供が重要であることだと考えております。ぜひ検討を。申しましたけれども、携帯電話等に関しましても、いろんなお願いもしたいと思います。

また、安全対策への親の意識調査では、君原小や本郷小といった3キロ以上の距離を通学している子供たちにも、スクールバス導入といった声もございますけれども、予算化していくにはいろんな課題があらうかと思いますが、やはり少子化でございますので、町の方も力を入れてぜひ前向きに検討してみたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（久保谷実君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、15番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔15番倉持松雄君登壇〕

○15番（倉持松雄君） 少子化解消対策について、次の3点を質問いたします。

まず、本題に入る前に、町は過去にエンゼルプランを策定し、児童福祉法とあわせて、家庭生活の安定と児童の健全な育成に力を入れてこられたことにより、保育所に入りやすくなったことを初め、子育てが容易になったことは確かである。御礼を申し上げる次第であります。ところで、町民に喜んでいただけたものの、子供の数はいかがでしょうか。

そこで、最初の質問、第3子以上の家庭を優遇すべしと題してであります。過日の新聞によりますと、出生率1.25、年間人口初の減少とのことであり、年金を初め社会保障制度の基盤のぐらつきが身近に迫っているとのことであり、お金さえ持っていればいいや、今からは社会に世話になる時代だよ、結婚なんてしなくたって、子供がいなくたってと言いながら、他人の子供を当てにする。そんな時代になっているのかもしれませんが。

しかし、一方では、介護に携わる人たちの仕事が重労働であることにより、離職が目立つようになったとか、不足の介護要員は外国から招くとか、いろいろ報道されております。日本の国は日本人だけで維持できなくなるのかもしれませんが。そして、日本国内において日本人より外国人の方が多くなってしまうたら、日本の国民は存続できるのでしょうか。日本は人間でいえば、危篤状態に陥っているのです。

そこで政府は先の衆院の選挙後、猪口少子化大臣を誕生させ、現行の支援策と今後の方策7項目によって、子育て環境の整備・充実をして、少子化に歯どめをかけようとしているようですが、子供は絶対ふえないと思

ます。

なぜなら、国の支援策では生まれてしまった子供と家庭を支援しようというものであって、1人でも多くの子供を産んでほしいという願いが伝わらないのであります。少しぐらいのお金をくれたって、簡単に子供はふえません。子供をふやすためには、社会の構造を改革するとともに、産めば産むほど得をする、そんな支援でなければ、真心が通じないと思います。

しかし、国でやっていることを、町の力で簡単に直すことはできませんが、国の施策によって、町負担として支出している3,858万2,000円を有効に活用していただくために、現行の第1子、第2子にそれぞれ5,000円、第3子に1万円の支援をいたしておりますが、私案として、第3子誕生と同時に、さかのぼってオール1万5,000円、第4子が誕生したらオール2万円、第5子が誕生したらオール2万5,000円を支給してはいかがでしょうか。

それには、それ相当の財源を確保しなければなりません。幸いにして、我が町の町長は、県の町村会長をなさっているのですから、県内をまとめて国に陳情してはいかがでしょうか。しかし、そうは申しましても、簡単にできないことと思いますので、国の施策の上乗せ分は、とりあえず町独自で財源を確保して支給してはどうでしょうか。

財源については、私も非常に心配いたしておりますが、日本と阿見町の存続を考えたならば、お金で解決できれば安いものとは申しましても、やっぱり財源に限界ありと迷っているさなか、たまたまある本を見ていたら、そこには今からさかのぼること200年、所は稲村板橋付近、現在のつくばみらい市のことでありますが、当地幕府領5万石をおさめたときの代官岡田寒泉は領内住民に対し、3児養育費として第2子より扶助料を与え、懐胎婦には届け出の励行を求めるとともに、金一分を支給して、農村人口の増加策を進めたと記されておりました。

何と200年の先人がやっていたことが、平成の文明人にできないはずがない。やがて来る日本の滅亡、阿見の滅亡を考えたら、お金があろうがなか

ろうが、私と問答することなど全く無用であります。町長、これはやらねばなりません。第3子誕生と同時に、第1子第2子分を増額してオール1万5,000円、第4子が生まれたらオール2万円、第5子が生まれたらオール2万5,000円。

町長、思い切ってやったなら、阿見の評価は天井知らず。若い者が流入し、区画整理地内の保留地が売れます。常磐線沿線守谷に負けない若人の町が形成され、労働大臣、少子化大臣が阿見を視察に来る日は遠くない。私は確信をいたしております。

次に、町職員の採用に当たっては、第3子以降を優先すべしと思いますが、いかがでしょうか。産めよ、ふやせよだけでは無責任であります。全部採用するわけにはいきませんが、子供を多く産んでほしいという町の姿勢として、町民に示すべきだと思います。

第3番目は、父子家庭にも母子家庭同様の支援をすべきだと思います。男女共同参画、男女平等社会とは名ばかり、男など忘れ去られて、女が前に出てくる社会であります。どうか男性のことも忘れ去ることなく、温かい御支援をするべきだと思います。隣の牛久市では独自の支援策を講じていると聞いていますが、いかがでしょうか。

以上、3点、町長のお考えはいかがなものかお尋ね申し上げます。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 一連のいわゆる少子化対策についての質問にお答えいたします。

まず、児童手当を増額してはとの御意見についてであります。児童手当は、議員が申されるとおり、児童手当法の規定により金額的には、第1子と第2子にはそれぞれ月額5,000円、第3子以降には月額1万円が支給されております。

また、その他には制度の拡充が頻繁に行われておりまして、国レベルでの少子化対策の努力がされているところであります。

近年の制度改正について一通り申し上げますと、平成12年度に対象年齢が3歳未満までから小学校就学前までへと延長されました。

また、平成13年度には所得制限の大幅緩和が図られ、支給率が72.5%から85%へ拡大されました。

平成16年度には対象年齢が、小学校就学前までから、小学校3年生までへと延長され、さらに、平成18年度には対象年齢が、小学校3年生までから、小学校6年生までへと延長、あわせて所得制限の緩和が図られ、支給率が85%から90%へと拡大されたところであります。

なお、今年度の制度改正では、国県市町村の負担割合も見直されております。平成17年度と平成18年度を比較しますと、国が72%を持っていたものが、18年度は約44%、県と町はそれぞれ約14%だったものが約28%と倍増しております。これらの変更により、町の支出は約4,800万円増加する予定であります。

さらに、6月1日付の新聞によりますと、国では2歳児までの手当の増額を検討しているようであります。

また、参考までに試算ではありますが、子供が3人以上いる家庭を優先とする策として、第1子と第2子を第3子と同様に月額1万円、倉持議員のあれは1万円じゃない1万5,000円という話だったのですか、にすると、新たに5,700万円の町負担が発生することになります。それがさっき言ったような形であれば、かなりどんどんふえるということになるわけです。

少子化対策として、市町村の独自の経済的支援を実施しているところも幾らかは見受けられますが、現在の厳しい状況の中で、経済的支援においては各市町村での個別施策よりは、国レベルでの全体的な底上げが必要であると考えております。このように財政事情もあり、ほとんどの市町村が国基準で実施しているのが現状であります。

したがいまして、阿見町につきましても、児童手当の増額については、対象者が非常に多く、多額の支出を伴うことから、現状の制度での運営で実施していきたいと考えております。

いずれにしても、少子化対策というのは、いろんな側面があるわけで、もともと子供を産む、産まないというのは、国なり、自治体が押しつけるなんていう話じゃなくて、本来人間のあるべき姿として子供を産みたいという、本来の欲求が実現できるような社会的な体制づくりをするということが基本であります。したがって、こうやって金を上げれば、すぐ少子化の問題が解決するということではないということについては御理解をいただきたいと思います。

次に、職員採用は第3子以降を優先すべきという御意見についてであります。町職員の採用につきましても、第3子以降を優先すべきというということではありますが、地方公務員法では、職員の採用・昇任等の任用に関しては、競争試験または選考によるものとされていること、公務に従事する機会は一般住民に平等に公開されなければならないこと、受験成績や勤務成績など能力の実証に基づいて行わなければならないこと、さらには平等取り扱いの原則により、人種・信条・性別・社会的身分・政治的意見もしくは門地などによって、欠格事項に規定する場合を除くほか、差別をされてはならないことなどが規定されております。

現在町でも地方公務員法に準じて職員採用を行っておりますが、参考までに過去5年間で、新規採用職員39名中第3子以降は2名と非常に少ない。これは実態として第3子以降の人が少ないということのあらわれでもあると思いますけれども、こういう状況から見れば、第3子以降の採用を優先することは、多様な人材確保に支障を来すことになるとともに、差別をするということになりますので、現実には大変難しいことであろうと考えます。

したがいまして、町としては、今後もただいま申し上げました、平等取

り扱いの原則に従って職員の採用を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

いずれにしても、職員の採用というのは、町にとって非常に重要なことでもあります。やはり採用された以上は、少なくとも40年近く町の職員として働くわけですから、その人たちの能力、性格、さまざまな面というのが非常に大きな影響を及ぼすわけで、そういう点から、非常にユニークな提案であるとは思いますが、現在はできないとお答えするしかないと思います。

次に、父子家庭にも母子家庭同様支援すべきであるという点であります。母子家庭支援の主たるものとしましては、マル福という医療費の助成と児童扶養手当という経済的な助成等があります。このうちマル福については、母子家庭、父子家庭の区別なく助成が適用されております。

しかし、児童扶養手当は母子家庭が対象でありまして、父子家庭には適用されていないのは事実であります。児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともしない児童の母、または母にかわってその児童を養育している方を給付対象としており、現在の法律では父子家庭の父親は対象になっていないのが現状であります。

市町村独自で児童育成手当というような名称で実施しているところも見受けられますが、国の調査におきまして、父子家庭の所得は母子家庭の2倍近くとなっていることや、父子家庭が最も困っていることは、いわゆる家事で、日常的なうちの仕事です、であるという結果があるという理由と、厳しい財政状況などから、現時点におきまして、町独自の手当制度を創設することは、実際に実施できない状況だと判断せざるを得ません。

男女平等ということが、そういう建前から、父子に対しても手当をやるべきだという御意見でしたが、今の調査結果から見て、所得の面で2倍近くある。そういう意味で、現実問題として男女平等がまだ実現していない、そういう状況から、こういうような状況が出てきているということを御理

解いただきたいと思います。

なお、現在の施策としては、子育てや生活支援等を中心に支援を行っております。例えば、子育てのための必要な援助を会員方式で行う子育てサポート事業や、県の事業で子供が心の悩みや学習等で困っているとき、ホームフレンド、これは大学生等を紹介してアドバイスをもらえる、ホームフレンドを派遣し学習指導を行う、ひとり親家庭支援事業などを実施しております。

町としましては、今後これらの事業のより一層の充実に努めてまいりますので、現状の施策について御理解をいただきたいと思います。

いずれにしましても、最近特に少子化対策、合計特殊出生率とか、そういう数字、あるいは既に人口が減少に入っている、そういうことを踏まえて、急に少子化対策ということが言われて、いろいろ対策が少しずつ充実されております。

しかし、この前北欧へ行った研修の報告でも、お話ししましたように、やはり少子化対策の一番のベースというのは、それぞれの社会において安定した状態で生きがいを持って暮らせるような状態をつくるということが一番基本であります。ただ、そう言ったって、そう簡単にできる話じゃありません。そういう中で、まず重要なのは、国が全体として底上げをいろんな形でやっていく。

その中で、特にやはり町として、これだけはやるべきだというようなこと、それに焦点を絞ってやるべきだ。今のところは特に学童クラブの事業とか、そういうことについては、ほかの町村と比べて、阿見町の場合には、充実させるような形でやっていると思いますが、それで特に必要であって効果があるであろう、そういうことについて、町としても十分に厳選した形での対策というものを、これからやっていくべきだと考えますので、議員の皆さんからもいろんな形で御提案等をいただければありがたいと思います。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 答弁にはややずれがあったものの、町長におかれましては、私の申し上げたことが、よく理解いただけたものと思います。

また、答弁の中で国が全体的な底上げという言葉を用いましたけれども、私は全体的ではだめだと、これは子供を産んだ人にだけとっていますが、国のやっていることを町長に言ったって、どうしようもございませんので、もしそういう機会がありましたら、そういう声があったということを感じていただきたいと思います。

言うことは簡単でありますけれども、やる方はそれは大変な苦労があるかと思えます。どうぞ町長初め執行部におかれましては、健康に留意されまして、ますます潤いのある阿見町建設のため、お骨折りいただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（久保谷実君） 次に、21番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔21番細田正幸君登壇〕

○21番（細田正幸君） 私は、提出しました、ジェネリック医薬品の処方促進で医療費の削減をとということで質問したいと思います。

医療費の具体的削減策として、阿見町として国保、老人保健、介護保険加入者に具体的にジェネリック医薬品の使用促進カードを配り、全町の医院、関連する医院、薬局に協力を申し入れたらどうかということでございます。

ジェネリック医薬品については、ここの議会でも取り上げられておりますが、ジェネリック医薬品はそもそも何なのかということについて少し説明をして、認識を共有したいなというふうに思います。

ジェネリック医薬品については、新しい新薬が発売されまして、それが特許を取られるわけですが、特許期間が新薬については20年あるわけです。20年を経過すると、その特許品の同じ成分の医薬品を別のメーカ

一でも、いわゆる生産することができます。その後から生産する場合には、いわゆる新しい医薬品の開発経費はかからないわけですから、当然その分、同じ成分品でも、その医薬品は安くなるわけです。一説には5分の1とか、10分の1になるというふうにも言われております。

医薬品については、後発医薬品というふうに名前がされておりますけれども、これはきちんと管理された医薬品の工場で作るために、その医薬品の性能とか、人体への治験・比較、これも行うわけですので、効力とか安全性については心配ないというふうに言われているものでございます。

ちなみにジェネリック医薬品が現在世界的にはどのように使用されているかと申しますと、アメリカで53.0%、イギリスで55.4%、ドイツで41.2%。これに対して、日本はドイツの半分以下の16.8%しか使われてないというのが現実でございます。

今医療費の問題が全国的にも問題になっておりますけれども、それでは日本の国民の医療費は幾らかかっているのか。日本全体で現在31兆円かかっているそうです。そのうちの2割の六兆数千億円、実際は6兆4,000億円という数字が出ておりますけれども、6兆4,000億円が薬剤費になっております。医薬協の試算では、このうちジェネリックが出されている先発品の売り上げ額は2兆3,000億円になると言われております。2兆3,000億円、これをすべてジェネリックにかえれば、1兆2,000億円で済む。差し引き1兆1,000億円を削減できるというふうになっております。

今回の一般質問でなぜジェネリックの使用の質問をしているかと申しますのは、阿見町で、いわゆる今度の議会で、国保税の値上げをしなければならぬ。値上げをしなければ、国保会計が破綻するという執行部の説明により、私はそれでは本当にジェネリックを使って医療費の値下げのために努力するというをやれば、値上げを抑えることができるのではないかとということで質問をしているわけでございます。

質問するに当たりまして、国保年金課の説明資料を再度検討してみたの

ですが、値上げしない場合、ことしは決算見込みで1億2,366万5,000円の黒字というふうになっております。赤字になるのは、来年度、平成19年度に初めて1億5,100万円の不足額を生じるというふうに、執行部の資料では説明されております。

しかし、この予測でも、いわゆる19年度の国保会計の予算は、18年、ことしの比較で2億9,600万円の歳出増を見込んでおります。しかし、ことしの増は17年度に比べて、1億2,700万円の増であります。17年度、これは終わったわけですがけれども、17年度の予算が前年度比2億1,900万円増ですから、いわゆる18年度に比べて、19年度の国保会計の予算見積もりは、約3億円も前年度より多いわけですから、私は少し過大ではないのかというふうに思っております。しかし、この19年度の過大の見通しでも、不足額は19年度に初めて1億5,100万円の不足額になるわけです。

それでは、この1億5,100万円をどうするかということが、解決できれば、私は国保会計を値上げしないでも済むのではないのかなというふうに思います。

国からの収納率の50の補助金、これは16年度、17年度5,000万円もらっております。しかし、18年度の予算には3,000万円しか計上しておりません。19年度でも3,000万円でございます。実質は5,000万円来ているわけですから、ここで2,000万円の収納見込み額が浮いているわけです。その2,000万円と滞納の収納率の改善、これで前年度1,400万円ぐらいプラスになったということを書いていましたので、1,500万円を18年度に増にするということを考えれば、19年度で不足額は1億1,600万円になるわけです。

この1億1,600万円をことしから、今から努力してジェネリックの医薬品を使ってもらおう。そして、医療費の支出減を図る。そういうことを図れば、私は国保税を値上げしないでも済むというふうになると思います。

私は長い間議員をやっていて、こういう詳しい医療費の分析の表をもらったのは初めてなんですが、これはせんだって6月7日、町の医療費をど

うして削減できるかというときの資料で、役場から特別委員会の委員にもらった数字です。

この数字を見て、具体的に私なりに考えてみたんですけども、いわゆる国保、退職、老人保健の3つの医療費、一般会計と国保の3つの総額、これは84億円になるわけですけども、そのうち医療費に使っているのが、平成16年度で54億200万円であります。54億円のうち医薬品、調剤ですが、幾ら使っているかと申しますと、10億4,400万円です。

これは16年ですから、当然17年度はもう少しふえていると思いますけれども、10億4,400万円の数字を見て、講義に来てくれた第一クリニックの山村先生は、ジェネリックを使うことができれば3割削減で、10億円ですから、3億円削減できることを言っておりました。それは理想的に3億円できるとしても、最初から3億円は削減できないわけですから、話半分として、そのうちの15%削減しただけでも、1億5,600万円の削減になるわけです。そうすれば、役場で見込んでいる19年度の不足額1億5,100万円、それはもう既にカバーできちゃうんです。

私は、そういう点では、役場がきちんと町民に訴え、お医者さんにも訴えて、率先してジェネリック医薬品の処方せんをお医者さんに書いてもらおう。そして、利用する側からもお医者さんにジェネリック医薬品を使用してくださいということをやれば、これは医薬品費の削減には必ずなるというふうに思います。

今テレビでもジェネリック医薬品の宣伝はしております。新聞でもいろいろ取り上げられております。お医者さん自身もジェネリック医薬品を使いましょうというパンフレットを出しているお医者さんもございます。厚生省でもジェネリック医薬品を多く使って全体の医療費を削減してくれということを推奨しているわけです。

その具体的取り組みとして、ことしの4月から、医師のカルテでジェネリック医薬品を使用してもいいというふうに医師が書けば、ジェネリック

医薬品を使用できるというカルテができたわけです。阿見町はそういう点で率先して取り組んで、町民の負担をこれ以上ふやさないということを考えるのが政治じゃないかなというふうに私は思っております。

これは役場の資料で、年代別の医療費の状況というのが、表になってございます。これで見ただけですけども、要するに40歳から70歳以上です、その人の医療費の占める割合、先ほど54億円と言いましたけれども、この表では52億4,200万円というふうになってはいますが、そのうち47億6,400万円が40歳からの人の医療費なんです。パーセンテージを計算してみましたら、90.88%が40歳以降の人が、阿見町の医療費の90%も使っちゃっているわけです。

これが表でわかるわけですから、それではジェネリックを使ってくれという人の対象はどこへ絞ったらいいかといたら、40歳以上の人、お医者さんにかかっている人にまず率先してジェネリックを使ってくださいということを進めれば、いわゆる医薬品の引き下げには必ずなるというふうに私は思うんです。町として、そういう点で具体的にどんなふうに考えているのか。

私は医者でも何でもないわけですけども、私の試算でもそんなふうに安くできるわけですから、目標はどこへ置くかということもできるわけです。そういう点で役場の方が本当に大変だと、これはいわゆる被保険者に保険税で負担してもらうには忍びない。自分たちも最大限努力しようと、これをやっぱり町民に訴える、医者にも申し入れる。

第一クリニックの山村先生はおもしろいことを言っていました。金を払っているのはお医者じゃないんだ。いわゆる保険者、町が主人公だって言っていました。それはそのとおりです。町の保険からお医者さんに治療費を払っているわけですから、主客で見れば、どっちが主と言ったら、お医者じゃなくて、お金を払っている方が主でしょうということを行っているんです。お金を払っている方が、医療費が上がっちゃってもう容易じゃな

い、パンクするという状況ならば、なぜそれをお医者さんの方に訴えないのかということを書いていましたけれども、私はこれこそまさしく発想の転換ではないのかなというふうに思っております。

私の考えで、こういうふうにやれば1億1,000万円、15%医薬費を削減すれば1億5,000万円は浮くわけですから、そういうものでジェネリックを取り入れ、ことしは健康保険会計は赤字にならないわけですから、ことしから取り組めば、来年削減できれば、私は健康保険税の値上げはしなくてもいいのではないかなというふうに思っておりますので、町の考え、どんなふうに取り組むつもりなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（久保谷実君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議の再開は、午後1時からといたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（久保谷実君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、17番櫛田豊君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は20名です。

先ほどの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 午前中の細田議員の御質問にお答えいたします。

大分このところジェネリックについての議論が出るようになりました。ジェネリック医薬品につきましては、最近各メディアでも取り上げられまして、知名度も大分高まってきたと認識しております。

欧米におきましては、ジェネリックのシェアが5割前後に達しているということですが、これにはそれぞれその国の施策などが背景にあるようであります。せっかくの機会ですので、その辺についても触れさせていただきたいと思っております。

例えばアメリカは同じ効き目なら安い薬をとという合理主義が徹底されておりまして、ジェネリックが日常的に多用されていること、また全国民を対象とする医療保険制度がないため、より安いジェネリックを使用する頻度が高いことなどがあるようであります。

ドイツでは国の医療費抑制策として、1990年ごろから参照価格制と総枠予算制を導入し、ジェネリックの使用頻度が飛躍的に拡大したということでもあります。

参照価格制とは、成分・効能が同じ薬をグループ分けして、価格の上限を決めまして、その価格までは保険で支払われるが、これを上回る分は患者が負担するという制度であります。高い先発品を使うと、患者負担がふえるため、ジェネリックの使用促進が図られたとのことで、オランダ、スウェーデンなどでも導入しているということでもあります。

総枠予算制とは、健康保険組合などが支払う年間の医療費や薬剤費について、国が上限を定める制度であります。医師の薬の出し方を制限し、財政と患者の負担を抑制する目的で、フランスでも導入されているとのことであります。

これに対し日本では、国としての対応がおくれていることは事実であろうかと思えます。医師によっては、ジェネリックの品質に対する見解が違うこと、メーカーが十分な情報提供体制をしいていなかったこと、薬剤の安定供給が必ずしも十分でなかったことなどから、なかなか使用が広がらなかったという背景があるようであります。

いずれにしましても、これは各国の施策の違いがあつて、それが大きく影響しているわけでもあります。

しかしながら、最近ではメディアに取り上げられる機会もふえ、また、厚生労働省及び文部科学省も国立病院などに対し、ジェネリックの使用を促しており、徐々にではありますが、使用率は高まっているようであります。

さらに本年4月からは、処方せんの備考欄にジェネリックへの変更が可能である旨のチェック欄が設けられ、ここに医師が署名した場合、薬局において処方を受ける際に選択が可能であるということになり、今後はこうした取り組みが普及することにより、使用率も高まっていくのではないかと考えられます。

当町におきましても、昨年来議会での議論もあり、そういうことを受けまして、東京医大との話し合いの場を設け、ジェネリック医薬品の使用促進についての協議をしているところであり、また、町広報7月号にジェネリックについてお知らせを掲載する予定であります。

東京医大と話をしてみて感じたことは、やっぱり医師の方でまだ大分ジェネリック使用についての抵抗感があるというか、安全性の問題とか、そういうことをかなり問題にしている、やっぱりジェネリック使用については、いろんな点で安全性の確認等はできるという形になっておりますが、そういう点で医師の意識改革、こういうものも必要じゃないだろうかということを感じているところであります。

ところで、議員御質問の阿見町の国保特別会計と老人保健該当の国保加入者の町負担分の医療費について、平成17年度の決算見込みで申し上げます。介護保険については、介護サービスの提供に要する費用で、医療費としての支出はありませんので、この分については省かせていただきます。これら町負担の医療費合計額は45億6,990万円で、このうちの薬剤費は9億748万円であります。

さて、日本国民の医療費のうち、先ほどの細田議員がいろいろ言いました数字、それについてはちょっと根拠がはっきりしない点もありますので、前に細田議員からいただきました質問通告の中にある、その数字をもとにまずお答えしたいと思います。

日本国民の医療費のうち約6兆円が薬剤費で、代替え可能な薬剤をすべてジェネリックにかえることにより、約1兆円が削減できるということで

あれば、削減率は約17%ということになります。これを阿見町の例に当てはめるとすれば、先ほど挙げました薬剤費 9億748万円の17%で計算すると、1億5,420万円となります。

このうちの問題となっている国保特別会計分の薬剤費は4億4,567万円で、この17%は7,576万円となります。ただし、これは代替え可能な薬剤をすべてかえた場合でありますので、1度にこれだけの額が削減できるということではなく、欧米並みのシェアに近づけていくことにより、徐々に削減ができるのだろうと考えられます。

議員御指摘のジェネリック医薬品の普及・啓蒙についての諸対策につきましては、国県などの意見、またこれからできるだけ頻繁にやろうということを確認しました議会との協議、そういうものを参考にしながら進めてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 再質問しますけれども、私の言った数字については、根拠が不確定だという話がありましたけれども、私が言っているのは、役場の執行部が出した資料に基づいてすべて計算してありますので、根拠が不確定だと言ったら、町長の部下が不確定な資料をつくったということになりますので、これは確定だと思います。16年のです。

表、これもこの前の全協で出した数字です。これに予算額、決算額、18年度、19年度の見込みの数字が載っております。私はその数字を100円単位は切って発表しているわけですから、根拠のない数字ではありませんので、根拠がわかりませんというのは、自分のところの資料を出しておいて、根拠がわかりませんということはないわけですから、それは認識を変えてもらいたいというふうに思います。ちゃんとこれに基づいてやっているんです。

町長のお得意の答弁なんですけれども、要するに国とか県の動向を見ながら町も考えていきます。私は、それでは発想が逆だと思うんです。阿見

町が今国保会計がパンクするとか、値上げを提案していなければ、ゆっくり構えてもいいと思います。現実的には今度の議会で値上げを提案しているじゃないですか。

それで、人ごとのように国とか県の意見を聞きながら、ジェネリックの使用について、議会とも話し合いながらやっていきますじゃなくて、国保特別委員会でも東京医大の医院長先生、医療大の健康保持をやっている先生、ジェネリックについては第一クリニックの山村先生、3人の専門家の意見を聞いたわけです。その3人の先生、私が一番ジェネリックとかそういう点で消極的だと思ったのは、東京医大です。これは町長が感じているとおりでと思います。一番積極的だったのは、第一クリニックの山村先生、それはまだ6月7日ですか、聞いたばかりですから。

そういう点では、質問でも言ったように、いわゆる上がやるからやりましょうじゃなくて、町が困っているなら、町が主人公だから、主体的に物を考えないと、改善策はとれないとはっきり言っているわけです。町が主人公というのは、町長、あなたが主人公なんです。

我々、議会はそれを審議して援助する立場にあるわけですから、議会もジェネリックを使ったらどうかと、私以外の人も言っているわけです。この前の全協、特別委員会でも、今度提案に入れましょうというふうになりましたけれども、そういうふうには、いわゆる援助する議会側はやったらどうかと、軽くなりますよと言っているわけですから、あなた方、毎日事務をとっている町長サイドが、それでは先頭に立ってやりますということを言わなければ、ジェネリックの医薬品の普及なんかはできないでしょう。今の町長の考えでは、職員にやりなさいというふうには言えないと思います。だって、職員は町長の命令で動くんじゃないんですか。

お医者さんの話、これは東京医大の先生ですけども、この先生には健康づくり、それを成功すれば、長期的には医療費が削減できるということ言っているわけですけども、実際に削減できるところはとうとうとこ

ろですかと聞いたならば、どこでもトップが率先して一生懸命やっているということを言っているわけです。トップがやって、西会津町は逆に議会に引きずられているわけでしょう。

それはお互いにその後協力するようになって、初めて成果が出るわけですから、阿見町でいえば、私はそこに座っている川田町長がその気になって、医療費の削減に努力すると、そのために研究してくれということをやらなければ、私は具体的に医療費の削減にならないと思うんです。

そういう点では、ちょっと町長の考えは、もうけつに火がついているんでしょうよ。値上げを提出しているだもん、ことしは赤字にならないけど、あなた方の保険課の試算でも、来年は1億5,000万円赤字になると言っているわけです。私から言わせれば、結局大幅値上げするわけでしょう。ことし値上げすれば、逆に言えば、2億6,000万円もプラスになっちゃうわけです。早く言えば、来年は1億5,000万円赤字になるというのは、逆に1億2,000万円ぐらいプラスになるわけでしょう。

それは、みんな被保険者、町民に負担をさせているわけです。逆に言えば、執行部は自分の腹は1円も痛まないわけです。それでは、私、自分のこととして考えないんじゃないか。本来ならば、町民に負担させるならば、その前に執行部がどうしたら改善策があるのかというのを、町長を先頭に考えなければ、今回のように安易なことになるんじゃないかなと私は思いますので、町長が上げばかり見て、県だの国がやりますというんじゃないなくて、阿見町がしりに火がついているわけですから、阿見町がやっぱり主体的に物を考えてやってもらわないと、まずいんじゃないかなというふうに思いますので、再答弁を願います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 国県あるいは議会との関係、その辺についてちょっと私の言い方が誤解を招くような言い方をしたかもわかりませんが、基

本的にはこの前の全協のときに言われたような形で、発想を転換して、とにかく率先してやるということ。やった結果等については、できるだけ頻繁に議会と具体的な協議をしながらやるということを確認しているわけですから、そういう意味で言ったわけだし、やはりジェネリック全体の問題としては、国がどう考えるかということは非常に大事なことです。

さっき各国の例を挙げましたけれども、国が基本的にどう考えるか、こういうことも重要なことなんで、国もまたかなり厚生労働省あたりの取り組みも変わってきているわけですから、そういうことは当然参考にしながらやっていくということでもあります。だから、基本的には主体的にやれることは、積極的にやっていくという、こういう基本的な姿勢は変わりませんので、その点については誤解のないようにお願いしたい。

数字の根拠という話ですが、数字そのものは町から出した数字を使ったということだからわかりますけれども、そのうち医療費の30%、これはジェネリックを使うことによって削減できる。こういうことはちょっとあり得ないということなんで、その辺については担当の方から説明をさせますのでお願いいたします。

○議長（久保谷実君） 民生部長瀬尾房雄君。

〔「私が言っているのは、薬剤費の30%ですね」と呼ぶ者あり〕

○民生部長（瀬尾房雄君） そうです。薬剤費の30……。ジェネリック関係で先ほど約10億の3割で3億という話について、ちょっと勉強不足で間違えかもしれませんが、細田議員の方に教わることが多いとは思いますが、確認させていただきたいということで、ちょっとお尋ねしたい。

最初に、国の30兆円程度、6兆円程度が薬剤費だと、そういうふうにしますと、そのうち1兆円が削減できますということは、約17%になるかと思えます。それを阿見町に当てはめると、約9億1,000万円程度ですけども、そのうちの17%がジェネリックが出ている薬ということになるらう

かと思いますが、それにかえられることができるのが1億5,000万円程度、先発品が出ているものすべてをジェネリックにかえた場合に、これだけが浮くということだろうと思うんですが、ですから3億円、4億円の数字は今の試算の中ではできないというふうに考えておるんですが、その辺は後で御協議の方をいただきたいということでございます。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 私もこの表は初めて見るんですけども、こんな表があったのかなと驚いているわけです。これはお医者さんに払う治療費と薬剤費が幾らで、食事代が幾らでという細かく明細があるわけです。16年ですけども、恐らく17年度も保険課はこういう表をつくって、どこかへ報告しているんだろうと思うんです。議員には今まで報告されなかったわけだから、こういうものがあるというならば、私はもっとさきに対応も考えられたのか。この表は6月の初めに見たばかりですから、そう思ったんです。

この表を見て、第一クリニックの先生が、10億円という16年度の薬剤費を見て3割は、取り組みによって削減できるだろうと、私が言ったんじゃない、山村先生が言ったわけです。それは最大限でしょうから、最初から3億円といたって、そうはいかないだろうから、その半分の15%、半分と考えれば、1億5,000万円、今17%。実際は10億円じゃなくて、17年度は9億円だから、薬剤費はちょっと少なくなっているわけです。17%を節減できれば、1億5,000万円が浮くというものを今試算したでしょう。それは私の数値と合っているわけです。

私はさっき質問の中でもっと細かく言ったように、1億5,000万円、19年度は値上げしないと足らなくなると言っているけれども、いわゆる役場の試算、18年度より国保会計全体が2億9,000万円もプラスになるということはないだろうと、数字を見て言っているわけです。

だから、そういう点では、今瀬尾民生部長が言ったように、17%として

も1億5,000万円という金額は浮くわけですから、それはことし100%いかなくたって、逆に言えば、1億1,000万円削減できたって、そのほかの国から2,000万円をまだ計上してないわけですから、それから収納率の改善で1,500万円プラスになれば、1億5,000万円近くのお金になるわけです。

だから、そういう目標と根拠があるわけですから、今再答弁で町長が言ったように、この前の全協で議会とも協力して、発想の転換でやりますと言っているわけだから、こっちも協力する、向こうもやると言ったら、こんなやりいい仕事はないでしょう、やるなと言っているんじゃないんだから。

だから、それは7月号でもちゃんと宣伝するということを行っていますけれども、きちんと宣伝してもらって、それはなぜかと言ったら、容易じゃないから、皆さんに協力してくれということと言わざるを得ないと思うんです。できれば、その広報に、一般の人は言ってくれといたって、口回らないで、聞けば右から左で忘れちゃうと思うんだ。

だから、それについてはちゃんと医薬協のカードがちゃんとあるわけですから、医薬協に私は電話をして聞いたら、CD-ROMは提供しますよと言っているわけですから、ちゃんとカードぐらいのものでよね、そういうのを印刷して、それを切り取るようにして、これをお医者さんの窓口に出してくれと言えば、しゃべらなくたって、処方せんにジェネリックの備考欄ができていますから、もうできるわけです。

だから、具体的にそういうふうやって、結果は間違いなく下がると思うんです。それが金額的には幾ら下がるかわからないけれども、最大限でも1億5,000万円は下がるという試算、私の試算と民生部長の試算が合っているわけだから、それはそういうのを目標にやったらいいと私は思っている。

例えば今回値上げが通るか通らないかわからないけれども、最悪の場合、通っちゃった場合には、ジェネリックを使用して、医薬品がかからなくな

れば、ちゃんと値下げをしますというぐらいの約束をしておかないと、町民は値上げしておいて、何を今さら言っているんだと必ず怒られると思う。

やっぱりそういう点では、自分の努力がまず先で、どうしても足らなければ、値上げはその後だ。だから、町の考え方は逆だと私は思っているから、しつこく言っているわけです。そういう点では、町の方も、我々も運動をやりますから、私も血圧の薬を去年の5月からもらっておりますけれども切れたんで、お医者さんにジェネリックと言います。石井さんもジェネリックと言ったら、下がらなかったと言いましたけれども、荻島さんもジェネリックと言ったら、25%下がったと言っているわけです。

だから、役場の職員は健康保険じゃないけれども、医療費全体から考えれば、社会保険だって医療費の部分だから、役場の職員も薬を飲んでいるならば、ジェネリックと言うようにする。実感してみる。議員の皆さんも薬を飲んでいる人は、今度ジェネリックと言って、実感してみる。私はそういうところから出発する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、我々も言いますので、町長も役場の担当部署に対して、きちんと実効が上がるように手だてをとってもらいたいというふうに思いますので、再度町長の考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。それで、終わります。

○議長（久保谷実君） 民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） 先ほどの1億5,000万円は、再確認になっちゃいますけれども、100%変わらないとならないということだけお互いに自覚したいと思うんです。ですから、現在日本ですと、シェアが16.幾つというふうに言われております。ですから……。

〔「16.8だよ」と呼ぶ者あり〕

○民生部長（瀬尾房雄君） それを……。16.8%ですけども、アメリカ並みにいって、50%、大体そこまでいって約半分という話なものですから、絶対に数億円を1回にやるというのは不可能な数字だと思うんです。だか

ら、議員おっしゃるように、また町長の方からも答弁していますように、いろいろ努力はするということです、その辺だけは御理解いただきたいと思います。

カードにつきましても、国県等という話がありましたけれども、そういう形で協議をしながら進めていきたいということです、よろしく願いしたいと思います。

〔「ジェネリックのパーセンテージが、どのぐらい使われているかというのがわからないから、それも……」と呼ぶ者あり〕

〔「16.8だ、言ったろう」と呼ぶ者あり〕

〔「質問しているのは細田議員だ」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） いずれにしても、きょうの数字の議論については、かなりアバウトな部分がありますので、その辺については実態がどうかということを中心にきちんと押さえたりしながら、少なくとも議員とか職員からまずそういう形で、ジェネリック該当の薬を使っている人は使うというようなこと、周りにも広めていく、またもうちょっと組織的にやる、そういう形での対応をぜひやっていきたいと思う。

私も血圧の薬を飲んでいるから、恐らく今はジェネリックじゃないんだろうと思うので、その辺も確かめて自分が使えるものだったら使うと、そういうところから率先してやっていきたい。そう思います。

議会の方でもどうぞよろしく御協力お願いします。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 最後によく意見が合いましたので、我々も率先してやる。町長も自分の薬をやってみるということですから、実効の上がるようにお互い努力していきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（久保谷実君） これで、21番細田正幸君の質問を終わります。

次に、7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） 通告に従いまして、阿見町消費生活センターの充実について、以下3点をお尋ねいたします。町長の前向きな御回答を切に望みます。

さて、小泉改革で規制緩和が叫ばれて、自己責任が求められる社会に変わってきている中、消費者の意見・知識は、残念ながらそれに対応できるほどには教育が進んでいないのが現状です。

当町の消費生活センターの相談件数は、平成16年6月21日に開設されてより、本年の5月まで671件で、平成18年度は4月、5月の2カ月で64件となっております。その相談内容は多岐にわたって、問題も複雑・巧妙化してきており、ますます専門職が対応せねばならなくなってきております。

私は、平成16年9月の定例議会で、阿見町の消費生活センター開設を受けてと題して、4点の一般質問をさせていただきました。以来、約2年を経て、あの当時お答えいただいたことが、どのように検討なされてきたのかをお尋ねいたします。

議事録によれば、町長は、相談者にとって相談しやすい環境を整えていくことは、検討課題と考えておりますとお答えいただいておりますが、2年を経た現在も、当センターは黄緑のカーテンのパーテーションで仕切られたのみで、話し声はあたりに筒抜けで、さらに相談者は経済課と建設課の職員が居並ぶ中を顔を見られながら通っていく状態が、果たして相談しやすい環境と言えるのでしょうか。

かつて私が提案した、正面玄関わきへの会議室への移動が難しいというのであれば、せめて3階エレベーター前につくられた第303会議室のようなしっかりとした間仕切りと、そこに至る通路をパーテーションなどで確保するなどの配慮があつてしかるべきと考えますが、いかがでしょうか。

第2点、相談員の処遇についてであります。現在当町の相談員2名は、独立行政法人国民センターの資格認定を受けております。この資格取得には、前回の質問の中でも申し上げましたが、神奈川県相模原にある同法人の研修施設で、前期、後期の研修を約30日ぐらい受け、大変に難しい試験に合格せねばならないと聞いております。

ところで、当町の相談員の給与面では、特別職の非常勤扱いの処遇をいただいておりますが、勤務形態を調べますと、午前8時30分から午後5時15分まで、昼休みの1時間を抜くといたしましても、1日7時間45分の勤務で、非常勤特別職の手当は月額5,300円でございます。時給に換算しますと、683円にしかありません。

労働省の平成17年10月1日改定の最低賃金651円をわずかに32円上回っているのみでございますが、国家資格と同等の資格を有する者が、その資格が必要とされる仕事に従事しているのに、町内のコンビニや工業団地のパートなどだれでもできる仕事の従事者の時給よりも低賃金で働いている現状を、町長はいかがお考えかお尋ねいたします。

さらに、彼女たちは月水木の1週間の3日の常時1人体制でローテーションを組んでおりますが、仮に週に2日勤務したとしても、1カ月の報酬は4万2,400円ないし4万7,900円にしかならないのであります。

ちなみに私が調べました近隣の消費生活センターの相談員の待遇は、ここに大きく書いてきましたので、皆さんごらんになれるように提示いたします。ごらんください。センターの相談員の待遇は、土浦市が月額19万8,900円が2名、18万円が1人の3名体制で、週5日午前8時30分から午後5時15分まで。つくば市は月額17万6,700円で、週5日午前9時から午後5時15分まで。龍ヶ崎市は月額7,200円で、週5日午前10時から午後5時まで。牛久市も月額1万円で、週3日午前8時30分から午後5時15分までとなっていて、本年7月から開設予定の稲敷市は、月額7,200円、週3日午前9時30分から午後4時30分までという条件で募集をかけていますが、いまだに

応募者がいないということを知っております。

また、県の消費生活センターは、センター長1名、相談員9名、職員7名で、月曜から金曜日まで、午前8時45分から午後4時30分まで、9時15分から5時までの2通り勤務で、月額15万円で、週4日30時間の非常勤嘱託としているそうです。

6月8日付の朝日新聞の記事「消費者相談悩み深く」をお読みいただいた方はわかると思いますが、多重債務の人に裁判所に行き、調停などの手続を教える時間がとれなかったり、訪問販売について業者と信販会社を呼んで、相談者の間に入ってあっせんをするということもあり、クーリングオフの手続を教える、あるいは素材の違う洋服のクリーニングトラブルを解決に導いたり、一人一人違った対応が求められ、急増する高齢者の被害への対応にも心を砕かなければならないこともあり、消費者トラブルの多様化や専門家に対応するためにも、幅広い専門知識を求められ、非常に困難な責務をこなしているのです。

こうした状況を考えてみても、あたら町内の優秀な人材の流出を防ぐためにも、さらにまた後続の人材育成のためにも、特段の配慮と予算措置をお願いしたいと、強く強く求めます。

第3点、現在は月水木の週3日開設されておりますが、最近では他自治体でも土日開設を検討しているところがあると聞きます。住民へのきめの細かいサービスを求められている当町においても、このような検討をなすべきときと考えますが、いかがでしょうか。また、相談員のいない曜日は経済課の職員が兼務で当たっていると聞きます。前述のような相談件数といい、仕事の内容といい、片手間でできる仕事では到底ないと考えております。

美浦との合併がなくなった今、専任の職員を配置し、積極的に働いてもらえる環境づくりとして、センターの独立をぜひ検討していただき、さらに町民がすぐ相談できる優しい空間をつくっていただきたいと思います。

いかがでしょうか。町長、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願ひます。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。

まず1点目のセンターの設置場所と形態についてであります。設置場所につきましては、庁舎内で適当な場所を検討しましたが、会議室の中で使用できる場所がないということ、また、当センターの所管が経済課であるため、離れたところに設置しづらいというようなこともあるために、開設当初から経済課隣の一角を布製のつい立て等で仕切りをして設置をしていることはご存じのとおりであります。

ただ、相談しやすい環境ということで、個人のプライバシーの問題もありますので、形態については、現スペースの中で仕切り等の見直しやレイアウトを変えて、できるだけ相談者に配慮しながら変更することを検討したいと考えます。

次に、2点目の相談員の処遇についてであります。相談員は現在独立行政法人国民生活センターが資格認定を行っている消費生活専門相談員として認定を受けております。

身分保障については、特別職の非常勤職員扱いで、報酬と費用弁償を支給しております。

支給額については、議員御存じのとおり、平成17年4月1日から改正されまして、報酬が日額6,700円から5,300円に、費用弁償が1,100円から700円に減額されたところであります。

その中で、相談員が働きやすい環境づくりについては、県主催の研修会等に参加していただき、多様な情報や事例の研究によって、昨今の複雑多岐にわたる相談に対応する知識を補い、町民の生活に関する相談に答えられるような支援体制づくりをとっているところであります。

先ほど具体的に近隣の事例を挙げて、相談員の処遇・条件等につきまして説明がありましたけれども、実態としてかなりの差があるということがあります。そういう状況を踏まえまして、できるだけ早く検討していきたいと考えます。

次に、3点目の週3日の相談日でよいかということについてであります。消費生活センターは月曜日から金曜日まで開所しておりますが、相談員がいるのは月水木の週3日であります。それ以外の火金につきましては、担当職員が対応しております。

しかし、火曜日や金曜日についても、継続的な相談や出前講座、研修等がある場合は、また、相談者の都合によって必要な場合には勤務していただいている状況であります。

具体的は相談件数については、先ほど議員の方からも数字を挙げてありましたが、平成16年度407件、昨年度が239件の相談ということで、比較しますと、17年度は168件の減になっております。また、月別で見ますと、昨年度は8月が一番多く、33件の相談がありました。

昨年度の相談件数が減少した原因としては、架空請求の相談件数が大幅に減ったためであります。ただ、販売や契約、解約等に関する相談は同等の件数となっております。

いろいろ難しい問題等もありますけれども、どうしても町で対応し切れない分については、県のセンター等で対応していただくことがありますけれども、現在の状況では、基本的には現行の体制で対応できているという状況であります。

また、担当職員の専任職員配置という御意見であります。現在本町では、御承知のように、阿見町行政改革大綱に基づき行政改革の推進に取り組んでいるところであり、その一環として職員数の厳しい削減を実施している状況であります。

専任職員配置については、先ほども述べましたように、現行の相談体制

で何とか対応できているという状況でありますので、現在の職員体制を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長（久保谷実君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 町長のお答えは十分過ぎるほど理解はしておりますが、経済課の所管であるから、経済課の一隅でというのはおかしいと思います。なぜ経済課がやっているのかといえば、やれるところからやろうということで、経済課が所管したに過ぎないと私は理解しておりますので、ぜひ消費センターの立ち上げというのには力を入れていただきたいし、他の市町村を見ても、あのようなみずぼらしい消費生活センターというのは、はっきり言ってありません。ほかの相談員が来たとき、何これというのを私は直接聞きました。

そんなことを言っただけでは何ですが、それでも4万8,000の町民の力になれる消費センターを立ち上げていただいたことに対しては、非常に感謝しておりますので、これで満足することなく、ぜひ次のステップへ向かって検討していただきたいのが、私の望みであります。

先ほど町長がおっしゃられました、非常勤特別職というのは、条例で5,300円が動かし難いとおっしゃられるので、では、時給を上げるためにはどうするかといったら、時間を減らせばいいじゃないですかみたいな安易な考えをしてもらっては困ります。ですから、私は囑託をお願いしたいと先ほどの質問の中にも入れたのです。

私は男女参画というのを非常に注意して行動していきたいと思っておりますが、彼女たちは自分の力でキャリアアップを図って、資格認定を受けております。そういう人たちをなぜもっと優遇してあげられるような優しい考えになれないのか。町の執行部の方は、居並ぶ方が全部男だからですか。その辺のところをもう少ししっかりと国の重要課題の1つである男女参画の一角だと思って、消費センターの立ち上げには努力していただきたい

いと、さらにさらに思います。その辺のお考えはどうでしょうか。お答えください。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君） お答えしたいと思います。

先ほど議員の方から言われましたように、現在の消費生活センターは確かに周りを布のあれで囲っただけで、確かにちょっと相談についてのいろんなプライバシーの問題とか、それについてはどうかと思いますので、先ほど町長の方からもありましたように、部屋を加工するというのはなかなか難しいので、現在のところでレイアウトを考えまして、相談者のプライバシーを守れるような位置づけをとっていきたいと考えております。

相談員の待遇でございますけれども、今後、相談件数の増加とか内容とかかなり難しくなってくるというようなこともございますので、今後検討していきたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 国の対応が消費者保護法から消費者基本法へ変わりました、本当に自己責任というのを求められて、私たちは本当に勉強していないことも確かでございますけれども、頼りになるのは消費生活センターの職員でございます。今経済課の職員が、相談員のいないときは担当しているとおっしゃっていますが、はっきり言って、消費者保護法と基本法の違いもよく理解してられない方も、中にはいらっしゃるんじゃないかと思えます。

その辺の方が、ただ相談が来て、相談員がいないから電話で受けて、後ほどお答えしますでは、切実にせっぱ詰まって来た町民のためにはならないものですから、センターの立ち上げはされておりますが、ぜひぜひ別格につくっていただきたい。そうすれば、何も経済課の一隅にいらなくてもいいことなので、ぜひ。

以前にたしか町長は、女性センターと消費者センターを、美浦との合併を考えて、別につくるとおっしゃったのを記憶しておりますので、美浦との合併がなくなると先ほど言いましたが、なくなった今もそのままではなく、ぜひぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

先ほど経済部長が固定したパーテーションにしたいような、町長もお答えいただきましたので、それに関しては暫時了解いたしました。ありがとうございました。どうぞさらにもう1ランク上のステップを要求して、私の質問を終わります。

○議長（久保谷実君） これで、7番石井早苗君の質問は終わります。

次に、6番青山正一君の質問を許します。登壇願います。

〔6番青山正一君登壇〕

○6番（青山正一君） 私は通告に基づきまして、質問をいたしたと思います。町長初め執行部の前向きな御答弁を御期待申し上げまして、質問させていただきます。質問は簡単にしたいと思います。

それでは、通告をしておきました町道整備について御質問をいたします。長期化する景気の低迷は、三位一体の改革を初めとする影響が大きい一方、少子高齢化による人口の減少時代を迎え、地方自治体は住民の自己選択と自己責任に基づき、地域にふさわしい公共サービスの提供をする地方分権型社会システムへの転換が求められております。

当町においても申し上げるまでもなく、執行部の皆様方が歳入歳出の見直しを図り、効率的な財源配分を推進しているところであることは、御承知のとおりであります。

そこで、町道整備について3点御質問をいたします。

1番目として、町道整備の申請件数は何件ぐらいあるのか。また、その条件が満たされている件数はどのくらいありますか。

2つ目に、平成17年度の町道舗装に関する実績について、距離数と箇所数をお願いします。

3番目として、今後の予算と計画についてお尋ねをいたします。

以上の点について御答弁を求めます。

以上です。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。

まず、1点目の町道整備の申請件数と条件が完了している件数についてであります。平成18年6月現在、建設課に舗装要望されて、まだ未整備なものは106件であります。その中には整備に対し、反対の地権者や不在地主により同意書が不備な要望書もありますが、全体の中でごく一部の反対者等が存在する程度のものについては、要望書を受理しており、受理後、町と行政区とで対応策を協議しております。

次に、2点目の平成17年度の実績、整備距離と整備箇所数についてお答えいたします。平成17年度は埜、追原地内、二区南地内、住吉地内、若栗北地内等5路線、整備延長1,087.3メートルの整備を実施いたしました。

3点目の今後の予算と計画についてであります。予算につきましては、厳しい財政状況の中、平成17年度から取り組んでいます行財政改革により、簡素で効率的な行政運営を推進するため、本事業の予算を設定いたしました。本予算内において整備費用コストの削減を図りながら、効率的な整備を進めております。

各行政区から提出されている要望路線については、道路整備審査会において、交通量や利便性、災害の有無、危険箇所など11点の採択要件について審査した結果に基づき、効率性の大きいもので、かつ整備可能な路線から順に進めるということにしております。

平成18年度は、竹来中通学路、埜地内、二区南地内、若栗北地内、上郷地内、計7路線、整備延長929.1メートルの整備を予定しているところであ

ります。

○議長（久保谷実君） 6番青山正一君。

○6番（青山正一君） どうもありがとうございました。

町道整備については、当然町の単独予算ということになって、いろんな今までの農道整備などと違いまして、全く補助金がない。こういうふうな中で、先ほども申し上げましたように、非常に財政が厳しい。そういう中で、今もいろいろと御質問がありましたように、福祉や環境という点に非常にお金がかかる時代であります。

しかしながら、町道整備というのも人間の体で考えれば、毛細血管のような細いところですが、これも整備をきちっと順次していくことによって、梗塞にならないような、そういう整備をしていかなくちやいけない。

また、前にも何件か議会にもありましたように、町道でのいろんな修繕がなされなくて、補償問題とかあったわけではありますが、審査会については、審査会というのは何件ぐらいかけているんですか。その辺ちょっと1点御質問いたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長白田計律君。

○経済建設部長（白田計律君） お答えしたいと思います。

18年6月現在で106件というような未整備のあれが出ておりますけれども、全部かけます。必要な条件の整備とか、いろんなところから審査をして、順次工事をしていくというようなことでやっております。

○議長（久保谷実君） 6番青山正一君。

○6番（青山正一君） わかりました。106件全部審査会にかけるということで、その順位をつけるのかなというふうに思いますが、106件がすべてということではないでしょうが、今後町道舗装という整備、予算書を見ますと、いろんな修繕からまた測量、買収といろいろ一切含まれた中で、現在町道整備についてもやっているかと思えますけど、今後この件について、

町長、予算の関係で増額するということは考えられますか。それとも現状の維持でいくのですか。その点、町長、お願いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 実際、要望件数は非常に多いわけで、言ってみれば、予算は幾らあっても足りないというような状況であります。そういう状況の中で、全体の歳入の条件、いろいろな事情でどうしてもやらなければならない、そういうようなことを勘案しながら、御承知のように、毎年3カ年計画というのをローリング方式で、1年ごとに見直しながら3カ年計画というのを実施しているわけでありましてけれども、その状況から見ると、やっぱりその状況の中で、町道整備についての予算を増額するというのは、非常に厳しいということでもありますので、その辺御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） 6番青山正一君。

○6番（青山正一君） 今後増額することは非常に厳しいというような町長の答弁でございますが、いろんな形で、非常に財政が厳しい中であるということは、私も理解はしているわけですが、効率のよい整備をしながら、予算の中でもできる限り拡大して増額できるような時には、ひとつ増額をしていただいて、職員の皆さんもやりやすいような状況をつくってあげていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（久保谷実君） これで6番青山正一君の質問を終わります。

次に、3番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔3番浅野栄子君登壇〕

○3番（浅野栄子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。1点目、1.24出生率ショックに対する少子化問題について、2点目、歳入を図るための提案についてであります。

少子化問題は、今や国の存亡がかかっていると言っても過言ではありません。出生率1人の女性が生涯に産む子供の平均数の推定値であります。平成15年我が国の出生率は1.29、これは人口を維持するのに必要とされる2.08を大きく下回り、1.29ショックと大きく報道されたのは記憶に新しいことです。

それに追い打ちをかけるように、本年6月、厚生労働省が17年度統計から国の出生率が1.25となり、過去最低を更新したと発表がありました。茨城県は1.24です。予想を上回る少子化ペースに、町としても本腰になって取り組む必要があると考えます。出生率の低下はとりもなおさず、町の活気を奪い、高齢者医療制度や介護保険制度などの社会保障制度を崩し、税収を落ち込ませ、経済力を衰退させ、労働力不足を招き、経済成長や企業活動にマイナス影響が多大に出るのは必至であります。

小泉首相も、この1.25を重く受けとめ、国の最重要課題であると受けとめ、少子化対策を検討し、全力で取り組む考えを示しました。出生率の低下、その背景に未婚、晩婚化、晩産化傾向があると指摘しています。

県でも知事が極めて深刻な問題として、結婚支援に全力を挙げる考えを示しました。即、行動を開始し、若者の結婚支援へ向け、いばらき出会いサポートセンターを今月3日、県三の丸庁舎内に、目標3年で1,000組成婚と掲げ、オープンしました。結婚相談、パートナー紹介、パーティーなどによる出会いの場の提供を行い、また、地域で男女の仲介役となるマリッジサポーターも養成するということです。このように県は1.24ショックを吹き飛ばそうと、真剣に強力に全力を挙げて取り組みを開始しました。

そこで、我が阿見町では、質問1、未婚・晩婚化を下げるための結婚支援事業はどのような現状なのかお尋ねいたします。

次に、結婚が成立し、子が生まれた後の子育て家庭への支援として、町では次世代育成支援対策行動計画が17年3月に、子育てに関する支援の充実を目指して策定されました。それに基づき、地域子育て支援センターで

の育児相談、育児サポート、保育所の保育時間の延長やゼロ歳保育、障害児保育、放課後児童クラブ実施など、多様な保育サービスが展開されています。

それでも、やはり経済的面で支援の向上を図るため、実態を把握していただきたい。妊婦、妊婦が今はプレママと言うそうですけれども、病院へ行き、診察を受け、その他血液検査などが入ると、1回7,000円から支払いがあり、1万円以上ということもあるといいます。それを知れば、月5,000円の児童手当は本当にミルク代にほかなりません。先ほどの倉持議員がおっしゃいました1万5,000円でも安いと思います。

乳幼児医療補助制度の年齢拡大、児童手当の拡充は当然であります。また、支給に対しての所得制限がありますが、改善の必要ありと思います。経済的支援については、町としてどのような考えをお持ちでしょうか。

3つ目、子育てに関して、いろいろな支援金が給付されていますが、それには申請が必要です。期限と申請の一覧、またはそのガイドなるものを作成していただきたいということです。せっかくいただける経済補助を知らなかった、見過ごしたと言ひ、残念に思ったという話を聞きました。子育てに関しての多様な請求手続の記載されたガイドブックは、子育て家庭には何よりの指針となるわけですから、ぜひ作成すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、歳入を図るための一提案です。町は財政面で大変困窮の状態にあります。各種行事の見直し、削除、停止を初め、基金の取り崩し、人件費を含め財政の歳出削減の行財政改革を断行中であります。財政改善が重要項目の1つでもあります。しかし、削減は方策と思いますが、歳入を図る方向も同時進行すべきと考えます。

そこで、税外収入を得る一方策として、民間企業、事業者の広告掲載・掲示を新たな財源確保として提案いたします。広告掲載としては、ホームページ、広報紙、封筒、庁舎・公民館の壁面、福祉バス・駐車場バックネ

ットなど、いろいろな場や空間があります。

近隣ではつくば市が早速導入し、ホームページの下段にバナー広告として掲載しています。18年4月より開始し、現在では9社、遠からず10社になるということです。常陽銀行、NTT光フレッツ社などで、掲載料が1カ月3万円、年間36万円、10社あれば360万円となります。また、広報紙の掲載が1回3万円、小さなもので1万5,000円、電話帳など表紙掲載は8万円、ページの中だったら5万円だそうです。

人件費を削減し意欲を低下させるより、より効果的かつ確実であります。地域企業側にとっても町民に知っていただく機会と場で、活性化するのではないかと思います。

ぜひ広告募集を行い、歳入増へと方向づけをし、財源確保をとと思いますが、いかがでしょうか。提案いたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 浅野議員の質問にお答えいたします。

まず、少子化問題についてであります。第1点目の結婚支援事業の充実と強化対策についてであります。議員御指摘のとおり、少子化の大きな要因として未婚化・晩婚化が進んでいることが挙げられます。当町におきましても、平成12年の国勢調査によると、20代後半の未婚率は、男性71%、女性55%で、全国平均とほぼ同様の状況となっております。

また、国の意識調査では、独身にとどまっている理由として、25歳から34歳では、適当な相手にめぐり会わないと回答した人が最も多くなっております。

このように、これまで社会的規範意識としてありました、一定年齢に達したら結婚するという考え方は減少し、理想的な相手が見つかるまでは、

結婚を先延ばしするという傾向が増加しており、結婚に対する意識が個人的な理由に基づくものへと変化してきたものと考えられます。このような現状から、未婚の男女が自然な形で広く出会うことのできる機会の創出が課題となっております。

現在町では、結婚支援対策として、町社会福祉協議会に設置されている阿見町結婚相談所に対して運営費の補助を行っております。阿見町結婚相談所は、幸せな結婚を希望する者に対するすてきな出会いを積極的に推進するために、平成7年度に町社会福祉協議会内に設置しました。現在7名の相談員を配置し、毎月2回の結婚相談並びに結婚支援を行うとともに、年1回パーティーを開催し、出会いの場を提供しております。

現在の結婚相談所への登録者数は、男性94人、女性32人の計126人、このうち町内登録者は、男性44人、女性17人で、平成17年度では登録者全体のうち62名、うち町内登録者は23名の方から相談がありました。

また、パーティー参加者は42名、うち町内在住者は女性4名となっており、町内在住者の利用が多く見受けられるとともに、女性の登録者及び参加者がなかなか集まらないという点で、非常に苦慮しているというのが現状であります。

ちなみに、平成7年度に事業を開始してから現在までの成婚件数は、7件となっております。10年たって7件程度ですから、非常に厳しいということがわかります。こうしたことから出会いの機会を多く創出していくには、できるだけ広域的な取り組みが必要であると考えております。

こうした中で、茨城県では少子化の要因である未婚化・晩婚化に対応するため、結婚や出会いの場づくりを行う、いばらき出会いサポートセンターをことし6月3日に開設しました。

このいばらき出会いサポートセンターは、労働者福祉協議会が設置していた結婚相談センターの組織、ノウハウを県が活用する形で開設され、男女の個人会員登録を促進し、パートナー紹介やパーティーの開催による出

会いの機会の提供など、結婚相談、結婚支援のほか、男女の出会いをサポートする人材育成などを行う予定です。

また、同センターでは、月曜日から土曜日まで毎日相談に応じ、市町村の枠を越えて相手を紹介していきます。さらに、今後は市町村及び民間企業等との連携を図り、個人会員の登録を促進していく予定であります。

町としましても、結婚問題は個人の価値観の問題ということもあり、なかなか難しい問題ではありますが、今後、結婚を希望される方に対し、より広域的に数多くの出会いの機会が確保されるよう、阿見町結婚相談所並びにいばらき出会いサポートセンターの積極的な活用と周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、乳幼児医療補助制度の適用年齢の拡大と所得制限の改善についてであります。乳幼児に対する医療費助成につきましては、医療福祉費制度として、従来からの目的である町民の健康保持と医療費負担に対する経済支援に加え、近年におきましては、少子高齢化社会における少子化対策としての側面を持つものとなってきております。

議員御質問の乳幼児医療補助制度の適用年齢の拡大と所得制限の改善については、医療福祉費制度の一部として、県における制度要綱に基づき実施することになっており、県要綱の改正に伴い、平成17年11月から、対象年齢を3歳未満児から小学校入学前の未就学児までと拡大をして、乳幼児医療の充実を図っているところであります。

今回の改正により、乳幼児医療費助成制度については改善されておりますので、現時点においてこれ以上の改善については難しいと考えております。

次に、児童手当の拡充と出産一時金の増額についてであります。まず、少子化対策としての経済的支援の施策については、個々の市町村単独の実施ではなく、国レベルでの全体の底上げが必要ではないかと考えております。

児童手当の拡充については、先ほど倉持議員からの御質問に対する回答と同様になってしまいますので、結論から申し上げますと、市町村単独で実施することとなると、多額の歳出を伴うこととなりますので、現在の財政状況では実施は困難であるということをお理解願いたいと思います。

次に、出産一時金の増額の件についてであります。現在開会中の通常国会において、医療制度改革の審議が行われており、この中の1つとして出産育児一時金の支給額について、本年10月から現在の30万円を35万円に引き上げる提案がされております。

この法案が可決された場合、すべての健康保険に適用されますので、国民健康保険においても9月議会において条例の改正を行い、支給額の引き上げを行うこととなりますので、よろしくお願いたします。

最後に、子育てに関する各申請の案内一覧の作成についてであります。子育てに関する各申請の案内については、出生届け時に町民課において、さわやかセンター関係の健康カレンダーや予防接種券の配付、次に国保年金課において乳幼児マル福の手続、次に児童福祉課において児童手当の手続と、順次案内しているところであります。

また、町独自で「子育て支援総合案内」のリーフレットを作成したり、地域子育て支援センターで「子育てハンドブック」を作成するなどし、児童福祉課や地域子育て支援センター、保育所等の窓口にも備え付け、申請窓口を一覧できるように案内しているところです。

さらに、町ホームページにも問い合わせ先や申請先を表示しております。これについては、子育て世代は若い人が多く、パソコンについて日常的に使える世代であると考えましたので、平成15年10月から町ホームページにより保育所案内や入所申込書、その後の放課後児童クラブへの入会申込書のダウンロードサービスができるように、町ホームページで最初に実施してきたところであります。これからもわかりやすい案内に努めていきたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の歳入を図るための提案についての質問についてお答えいたします。本町の行財政改革の取り組みにつきましては、5月10日開催の全員協議会でも御説明申し上げましたが、総務省から出されました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき、さらなる行政改革の推進を図っていくために、「阿見町行政改革大綱」を本年3月に策定しております。

さらに本年5月には、この行政改革大綱を実効性のあるものとしていくために、行政改革大綱に基づいた「阿見町行政改革大綱実施計画」を策定し、その推進を図っているところであります。

具体的な改革の推進につきましては、議員の質問の中でも触れられておりましたが、職員数の削減を初め、報酬、費用弁償、管理職手当など諸手当の引き下げや特殊勤務手当、旅費日当の全廃などの経常的な経費の見直しを行うなど、歳出の削減を図っているところであります。

また、歳入の確保につきましても、収納対策委員会を設置し、税金、各種使用料などの公共料金の滞納者対策、受益者負担の適正化の検討など全庁的に取り組んでいるところであります。

さて、議員から提案いただいております税外収入を得る方法としての広告料収入についてであります。このたび策定しました「阿見町行政改革大綱実施計画」の中で、財源の確保のための具体的な項目として、有料広告の導入を図ることについて、平成19年度実施を目標に掲げております。

さらに、議会に設置されております行政改革特別委員会でも検討がされ、3月定例会の際に、「行政改革に関する提言書」として、広告に関する提言をいただいているところであります。

なお、この点につきましては、この6月定例会初日に実施を前提とした回答を申し上げているところであります。

また、議員提案の具体的な広告掲載方法につきましては、広告表示や内容により法規制等があることから、今後調査研究を進めながら、適正に運

用していくための広告掲載基準等を整備し、可能なものから順次導入を図っていきたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） それでは、最初の未婚・晩婚化を防ぐためのところで、平成7年に阿見では結婚相談所が設置され、11年目で7件の成婚率ということが今ありましたけれども、その中で平成15年の1.29ショックというのは、とても大きく報道されました。その報道がされたときに、結婚相談所の対処は、どのように変化した対処があったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

2点目、町長さんがいろいろな子育て支援に国レベルでの底上げとおっしゃいましたけれども、城里町では、第3子は10万円、6年生までの医療費は無料、牛久市では、出産育児一時金がもう35万円になっている。

国がやるのを待っていたのでは、やっぱり遅いのではないかと思います。やっぱり発信は阿見町からという考えでお願いしたいと思います。

1つ、1.29ショックのときの結婚相談所の対応についてお願いしたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 1.29ショックがあったから、町の結婚相談所として、特別な対策をとったということはないはずです。私も最近では結婚相談所の運営状況について、なかなか直接確認する機会もないんですけども、最初のころは直接かなり関与していましたが、やっぱり結婚相談所なんていうのは、本当に地道にやっているということで、本当に10年間で7人ということで、登録というのはやっぱり基本的に個人がするものですから、全部一人一人、1軒1軒行って勧誘して歩いてやるとか、そういうものじゃありませんので、そういうことでできるだけ有効なPRをしながらやっておりますけれども、実態としては特に女の人にはなかなか登録しな

い、いろんな機会にも参加しない。

そういうことで、何かがあって、急にやれば、急に成果が上がる、そういうものじゃありませんので、御理解いただきたい。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） やはり阿見町だけの登録だけでは、いかなものかと思うんです。やはり、より多くの人との交流という場が必要ではないかと思えますけれども、県でサポートセンターができました。県の結婚相談サポートセンターに関して、登録者をそちらと一緒にするような、そういうお考えはあるんでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） お答えいたします。

一緒にするというよりも、県の方は登録制になるということです。会費が1万円の3年有効、成婚等があった時点で脱会、そういう形にはなりますけれども、そういう広域的なものを、例えば昔は地域だけで結婚していた。それが町村、強いては今度県外の人、今ではワールド的というか、世界的になっているわけなので、やはり阿見町だけでやっていたんでは、どうしても対象者も先ほど申しましたように、少ないわけですから、県でやっているそういう広域的なものに当然便乗しまして、一緒にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） さっきの質問で、いろいろ手当で、例えば城里町とか牛久では特別やっているという話がありました。ただ、これは1つのところで突発的にやるというより、基本的考えは、やっぱり全体のレベルを上げることが、少子化対策につながるということでありますので、本来は今1.29とか1.25ということで、非常にショックを受けたりしているわけですが、ショックを受けてちょっと何かをいじれば、状況が変

わるという、そういうものではないということで、この前も報告会でお話ししたように、本来は、かなり長期的な対応で、全体の条件づくりをやる。

そのためには、やっぱり住民の基本的な理解のもとに、本当に効果的な対策をやるためには、やっぱり高負担・高福祉、こういうような考え方にならざるを得ないんじゃないだろうかと、そう思います。今、国の段階で、来年の参議院選挙をにらんで、なかなか消費税問題に取り組めない。そういう及び腰の状況では、やっぱり本当の意味での少子化対策というのはできないだろうということを強く感ずるわけです。

だから、阿見町でやるとすれば、ただ何かの手当をちょっとふやすとかそういうんじゃなくて、きょう倉持議員の少子化対策のときに言ったように、例えば子育て支援の1つとして、特に要望が出ている学童クラブとか、そういうものにまず重点的にやるとか、やっぱり単にお金を少しずつ配れば、それで解決する、そういう問題じゃないということを基本的にやっぱりみんなが理解して、長期的な見方に立ってやれるところからきちんと全体的な底上げをしていく、そういうことが必要だろうと思います。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） ありがとうございます。

少子化問題は大変に奥深く重大な問題でございますので、町としてもこれから前向きに取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（久保谷実君） これで、3番浅野栄子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時32分散会

第 3 号

[6 月 15 日]

平成18年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成18年6月15日（第3日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君
教 育	長	大崎治美君
消 防	長	木鉛章君
町長公室	長	糸賀富士夫君
総務部	長	石井定夫君
民生部	長	瀬尾房雄君
経済建設部	長	臼田計律君
都市開発部	長	渡辺清一君
教育次長	長	大竹利一君
総務課	長	湯原恒夫君
企画課	長	坪田匡弘君
財政課	長	松本功志君
経済課	長	黒井寛君
都市計画課	長	篠原尚彦君

○議会事務局出席者

事務局	長	栗原繁樹
書	記	山崎貴之

平成18年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成18年6月15日 午前10時開会

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成18年第2回定例会

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 柴原 成一	1. 「指定管理者制度」の進捗状況は？	町 長
2. 荻島 光明	1. 阿見町農業対策推進会議について	町 長
3. 滝本 重貞	1. 都市計画道路本郷中根線早期開通について	町 長

その2

午前10時00分開会

○議長（久保谷実君） 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷実君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を3回といたしますので、御協力のほどをお願いいたします。

初めに、2番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔2番柴原成一君登壇〕

○2番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、質問いたします。

5月に策定された町の行政改革大綱実施計画によりますと、町は指定管理者制度の活用を図るとして、保育所、公民館、そして図書館への導入を発表しています。公の施設におけるサービスの向上と管理経費の節減を図るため、制度を積極的に活用するのだと言います。

私は常々行政サービスの向上を唱え、また、民間活力を生かした地域産業の振興に利用すべきとの立場から制度の活用を大いに注目しているものであります。この活用方策を基本的に支持しております。

しかし、ここで素朴な疑問を感じています。制度を積極的に活用するというには、なぜ導入が保育所、公民館、図書館に限定されたものなの

か。私の誤解であれば、大いに正していただきたいとは思いますが、指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定されるとなっております。この指定の記憶が定かでないんです。他の施設はどうなっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

1つ目、指定管理者制度の対象となる施設は何カ所あって、そのうち実行に移せるのはどこか。指定管理者制度の導入によって、例えば文化施設、福祉施設、スポーツ施設や町営住宅などの管理を株式会社やNPO等の民間事業者が行うことが可能とされています。

これにより、公の施設が十分に活用され、住民にとって使いやすいものになること、管理費用が安くなること、市民活動が盛んになることなどが期待されています。だとすれば、もっとほかにも適切な施設があるのではないか。そもそも導入の是非が検討された施設は何カ所に及び、どうした経緯で、保育所、公民館、そして図書館に絞られたのか。それが私には理解できないんです。多分町民の皆さんも御存じないと思いますので、教えていただきたいと思います。

2つ目、対象から外した施設の直営でなければならない合理的な理由を、発表していただきたいということです。制度の導入が保育所、公民館、そして図書館に絞られたものだとすると、それ以外の施設は民間等にゆだねるべきではない、何か合理的理由によって対象から外れたものと考えられます。

例えばやり玉に上げるわけではないのですが、行政改革大綱実施計画の指定管理者の項目の隣に、別項目で記述されているので、学校給食センターについて取り上げますと、こう書かれています。学校給食センターの施設更新に当たり、整備手法、管理運営、事業実施の時期等を検討する。その検討の中に、指定管理者制度の導入は含まれるでしょうか。具体的に制度導入に触れなかった合理的理由があるのでしょうか。

このほか、総合運動公園、まほろば等を外している、その合理的理

由があれば、お聞かせ願いたいと思います。

3つ目、制度の必要性及びメリットを十分に町民に説明しているか。私は、指定管理者制度には、その導入から継続まで、常に情報の公開が必要だと考えます。例えば図書館に導入を決めたとして、公募期間が1カ月しかないようでは、地域の側の準備が整いません。できれば、牛久市のように図書館運営を一部NPO法人に委託して、経験を積んでもらえるような期間があればいいですが、現状ではないものねだりかもしれません。

しかし、導入の検討の途中途中で、今こうなっています、指定管理者制度はこうこうこうで、町民がNPOを立ち上げれば参画できるといった情報を適宜流していくことは大事なことだと考えます。そうして、透明性を高めていくことが、実際の管理者選定や委託後の運営のあり方もガラス張りにし、公の施設を一企業のものにしない唯一の方法だと思うんです。

まずは、町の広報紙やホームページで、指定管理者制度に関する特集を組むのも有効だと思います。私自身この制度を勉強するうちに、地元でほかにだれもやらないようなら、NPOでも立ち上げてみようかと摸索中ですが、いかんせん具体的な情報がありません。多分町民の中にも、少なからず潜在的なニーズはあると思われます。そうした人たちの手がかかりとなるというか、呼び水となるような情報の提供をお願いしたいのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 柴原議員の質問にお答えします。

初めに、指定管理者制度につきましては、平成17年3月定例会での一般質問の答弁の中で、制度の概要と町としての基本的な考え方について説明しておりますが、確認のため、改めて説明させていただきます。

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応

するため、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上を図るとともに、あわせて経費の削減等を図ることを目的として、平成15年9月の改正地方自治法の施行によってできた新しい制度であります。

これまでスポーツ施設、社会福祉施設、公民館など住民の福祉を増進する目的で、町民の利用に供するために設置した、いわゆる公の施設の管理運営主体については、町が直接運営するほかには、出資法人や公共的団体等に限定されておりました。

しかし、地方自治法の改正により、町の指定を受ければ指定管理者として、民間事業者を初め特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人やボランティア団体、地域の自治会などが公の施設の管理運営を行うことができるようになりました。

そこで、町としましては、この指定管理者制度を円滑に導入し、住民ニーズに沿った、より効果的・効率的な施設運営に取り組むため、指定管理者制度の導入について、阿見町行政改革大綱に位置づけるとともに、阿見町指定管理者制度導入基本方針を策定しました。

次に、指定管理者制度の進捗状況についてであります。町では昨年12月に指定管理者制度導入に関する調査を実施し、指定管理者制度の導入が可能な施設の検証を行ったところであります。

この調査では、指定管理者制度導入の対象となる施設として、公民館、図書館、公園、保育所、児童館、給食センター、老人福祉センターなど、延べ34施設を対象に指定管理者制度を導入することにより、町民サービスの向上とコスト削減が見込まれる施設について検証を行いました。

検証に当たりましては、民間事業者に任せることで、利用ニーズに合った開館日、開館時間の拡大など、サービス内容の充実や民間事業者のノウハウの活用が期待できることや、コスト削減が図れる可能性があること、さらには、同様・類似のサービスを提供する民間事業者等が存在すること

などについて、施設の管理運営の現況チェックを行いました。

また、指定管理者制度導入の対象から外す施設として老朽化が進んでおり、突発的な施設の故障等により、施設の運営に支障を来すおそれのある施設や、既に民間への業務委託が進んでおり、コスト削減が見込まれない施設、さらに改築等が計画されている施設や事業内容、運用状況等により制度になじまない施設の4項目の条件を設定し、検証を行いました。

その結果、指定管理者制度の導入に向けて、今後具体的に取り組んでいく施設として、保育所、公民館、図書館の3つの施設を選択いたしました。

保育所については、同様の業務を行う民間事業者等が存在し、指定管理者としての受け皿が見込まれ、他の自治体においても制度導入の事例もあることから、また、公民館、図書館については、民間事業者等が指定管理者として運営することで、施設の開館日数や開館時間が延長されるなどのサービスの向上が図られることが期待できることなどから、今後具体的に取り組んでいく施設として選択しました。

以上のようなことから、町としましては、今後、保育所、公民館、図書館の各施設について、指定管理者制度導入に向けて取り組んでいくこととし、今般策定しました阿見町行政改革大綱実施計画の民間活力の積極的活用の中に、推進項目として位置づけを行い、当面の目標として、平成20年度の導入を目指し、現在準備を進めているところであります。

最後に、指定管理者制度についての町民への説明についてであります。この点につきましては、広報あみ7月号で行政改革大綱に関する記事を掲載しており、その中で町として指定管理者制度の導入に取り組んでいく方針を説明しております。

さらに、この指定管理者制度の導入につきましては、利用者としての町民の皆さんの理解と協力が不可欠と考えておりますので、今後とも引き続き指定管理者制度導入の進捗状況に合わせて、町としての説明責任を果たしていきたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） 答弁ありがとうございます。

保育所、公民館、図書館、制度が導入されることになってよかったという気分ではないんです。といいますのは、2月ごろ、ある協議会を傍聴しました。その中で指定管理者制度導入検討に入りますという執行部の説明の中で、学校の先生、審議員の方に対して、民間だからもうけ主義でサービス低下を招くおそれがあります。図書館協議会だったんですが、図書館と学校の連携が悪くなりますというふうに、執行部の方が言っておりました。

ということは、取り組む側が、サービスの向上とか経費の削減とのバランスの中で、何かどうも指定管理者制度に移行するのを嫌がっているように見受けられたんです。ですから、町としては、指定管理者を導入するんだという町長の強烈なリーダーシップをお願いしたいと、そういうふうに思っているんです。

ですから、公の施設におけるサービスの向上と管理経費の節減を図るために、積極的に指定管理者制度を進めるのか、民間だから、もうけ主義だから、サービス低下を招くよというふうに思っているのか、それを明確に町長の口から答弁お願いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） いろいろな形で民間活力導入ということで、いろいろなところで小泉改革の中では、そのことが強調されて進められているわけですが、従来公営でやっていたものを民間にやれば、すべて問題なく期待される効果があるとは言い切れない、そういう問題点は感じています。そういう点で、すべて何でも民間にすればいいんだという点についての疑問は全くないとは言えません。

そういうことで、制度的に指定管理者制度を導入できるものについては、

先ほども説明しましたように、かなりあるわけでありませけれども、今の時点で現在の施設の状況とか、あるいは受け皿の状況、もろもろ検討した上で、当面まず挙げました保育所、公民館、図書館、この3つを対象にして具体的に取組むと、こういう形にしたわけでありませ。

○議長（久保谷実君） 2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） 私が聞きたかったのは、町として指定管理者制度がすばらしいんだということと言いたかったんですが、弊害もある、デメリットもあるというのはわかります。ですが、とりあえず、経費削減、歳出の向上のために34施設あるということですからけれども、今回の保育所、公民館、図書館以外においても、早急に導入の検討をお願いいたします。そう要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで、2番柴原成一君の質問を終わります。

次に、20番荻島光明君の質問を許します。登壇願います。

〔20番荻島光明君登壇〕

○20番（荻島光明君） 質問を始めませ。

私の今回の質問は、阿見町農業対策推進会議についてでございます。産業としての農産物、食糧生産としての農業の役割はもちろんのこと、農林業の多面的機能が広く国民に理解されているところであり、農業と農村が必要で大切なものであることは、国民の多くが認識しているところでございます。しかしながら、現実には農産物の自給率は40%を割ってしまい、日本農業の衰退には歯どめがかからない、これが現状でございます。

こうした中であって、当阿見町の実態も、近年農業販売額も大幅に落ち込み、生産放棄によって遊休地が全体の25%にまで拡大しております。この阿見町の農業の衰退は、茨城県で出している指標がございますけれども、いろんな数値を出しておりますが、最下位に近いということで、阿見町の農業の衰退は特にひどいという状況があります。農業の特質から工業製品と違って、安い農産物輸入に対抗する方策がなく、さまざまな努力が実を

結ばないのが、これが現実であります。

しかし、地方自治体である市町村が傍観者であることは許されないとの議会の声に、川田町長はこたえ、実効ある政策づくりを行うと決断をし、みずからが座長を務める阿見町農業対策推進会議を設置しました。協議会は16年の7月にスタートし、来月で2カ年が経過をいたします。農業政策という有効な対策が立てにくい政策課題だけに、これまで難航してきましたが、既に2カ年という時間的節目でもありますので、この際、議会にこれまでの会議の協議の成果を報告していただきたいと思います。

また、あわせて、具体化した政策事項の事業推進計画についても御報告をお願いしたいと思います。

農業対策推進会議の委員メンバーである私があえてこの議会の場で、こうした報告をお願いしている理由でございますが、それは政策化された各事業に執行部が本気になって取り組んでいただきたいからであります。つまり必要な求められる仕事を確実に実行をし、期待される成果を見たいからであります。

これまで、私も久しく執行部を見てきましたが、議会の求めに応じ、約束はする、そして、施策も計画も立てる、しかしながら、その実行となると全く不十分というケースが、残念ながら少なくありませんでした。今後は、そういうことに決してならないようお願いをし、お約束をしたいからであります。

会議では、具体的に3つほど事業が立案されております。1つは、新鮮・安心阿見野菜奨励事業、これは阿見のブランド野菜をつくって、地元阿見の中で大いに売っていこうという事業であります。地産地消の学校給食推進事業、これは学校給食の中に地元の野菜を大いに取り込んでいこうという事業であります。3つ目は、担い手支援グリーンサポート事業であります。これは農家の忙しいときに、学生や専業主婦、その他の人たちの援農、これは有償も無償も含めてですが、こういったことができるように

体制をつくっていかうというようなことでありますが、いずれにしても、こうした考えられた事業が、いつまでに、どこまでやっていくのかという数値目標、これをしっかり定めていかないと、なかなか大きな成果は得られないということでもあります。年次ごとの数値目標を定めて、こうした事業に執行部は積極的に取り組んでいくということだと思います。

以上でございます。町長の御答弁をお願いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 阿見町農業対策推進会議についての質問にお答えします。半分か3分の1ぐらいは、自分で答えを言っていたような感じではありますが、私としての答弁をさせていただきます。

当会議につきましては、農業従事者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増加など、農業を取り巻く環境がますます厳しくなっている中で、基本的産業である農業の衰退状況に歯どめをかけ、元気を取り戻し、農業の活性化を促進するためにはどうしたらよいかということで、いろいろな立場にある人たちから、多角的な見地に立ち、貴重な意見や議論をいただき、農業振興に反映させていかうという観点のもと、平成16年度に設置したものであります。

特にこの会議で強調したいことは、単に行政側から提案するとか、そういうことじゃなくて、農業者あるいは消費者、それぞれの立場に立って、そういう農業者、消費者の視線に立った形での具体的な意見を出していただいて、それをもとに議論をして具体的な方向を出していく、それが一番大きなねらいであります。

荻島議員も会議のメンバーとして御協力いただいているところでありますが、今言ったようなことから、農業者、消費者、あるいは生産物を販売する立場の人たち等々、農業にかかわるさまざまな立場の人たちがメンバ

一としてかかわっていきまして、新たな視点で、新たな農業振興を図るべく会議を開催してきたものであります。

そして、その結果を踏まえ、これまで議論いただいた内容について整理し、本年度から町として今すぐできる事業について実施していくということとであります。

まず、1点目の御質問の協議の成果であります、今までの当会議の内容及び経過から述べさせていただきます。平成16年7月に第1回の会議を開催し、この中で農業生産者、消費者等の視点から、具体的な意見や問題点を出していただいて議論を進め、農家現場の視点での意見を出していただくということから、1つには消費者の求める阿見ブランド化の実現、2つ目に農産物の品質を向上させるための方策、3つ目に地産地消を進めていく上での課題、この3点について協議をしていくことにしました。

その中で、具体的にすぐやれるものを明らかにする必要があるということから、まず、阿見町農産物のブランド化について、ワーキングチームをつくり検討していくことになり、あわせて後継者不足による労働力に対する問題の検討をし、具体的な形にしていく方向となりました。

このワーキングチームで協議・検討した中で実行案を練り、第4回目会議において報告されました。そこで、さらに議論いただき、最終的には地産地消の推進と労働力の確保ということから、1. 新鮮・安心阿見野菜奨励事業、2. 地産地消の学校給食推進事業、3. 担い手支援グリーンサポート事業の3つの事業について実施していくことになりました。これについては、先ほど荻島議員からも説明があったところであります。

現在の農業状況やこれからの農業のあり方、活性化について、いろいろな方々がみずからの意見を率直に出していただく機会が少なかった中で、こういう会議の場を設け、活発な意見交換ができ、ある一定の方向性が示されたことは、非常に意義のあることだと考えております。

今後、会議の中で議論いただいた事業については、どれだけ実りのある

ものにしていけるかが重要なことでもありますので、町も関係団体等と協力的体制を密にし、よく連絡調整を図りながら、進めていきたいと考えております。

次に、2点目の具体化した事項の事業推進計画についてであります。先ほど申し上げましたが、まず、新鮮・安心阿見野菜奨励事業について説明いたします。これは地産地消の取り組みの1つとして、町の農産物について、取り組む品目を限定し、ある一定の要件を満たしたものに対し、町推奨シールをつくって、それを無償配布し、地場農産物を積極的にアピールしていこうという試みであります。現在、町内の主な産直所に協力を依頼し、今月末ごろから来月にかけてのメロン・スイカについて取り組みの協力をお願いしております。

この町推奨シールについては、主に茨大の学生さんからデザインを募集して、最終的な選考を行って、大体決定したところであります。同時にPR用ののぼりや、周知啓発のためのポスター・チラシの作成、ホームページでの紹介などを計画しております。これにより、段階的に町農産物のブランド化を図っていければと考えております。

次に、地産地消の学校給食推進事業であります。これは学校給食において、新鮮・安心・おいしい地元の農産物を活用し、子供たちに顔の見える給食を提供することにより、地産地消の取り組みを推進するとともに、これからの地域社会を担う子供たちの食生活の健全化や、学校給食を通して地場農業を知る食農教育を推進するものであります。県の方で、いばらきを食べよう学校給食推進事業という補助事業がありますが、この補助事業を活用し、事業を進めるものとしております。

具体的な取り組みとして、学校給食への地場農産物の試験的導入等について協議いただくため、5月に阿見町地場農産物活用検討推進会議を設け、本年度の事業計画等について検討いただきました。

その中で、阿見町特産のスイカの導入や、レンコン・ヤーコン等を使用

したもので阿見町ならではのものを考案し、給食の献立に取り入れていくことで準備を進めております。

また、その際、校内放送やチラシによる啓発、あるいは生産者に学校へ来ていただき、直接その農産物についてのお話をさせていただいたり、また、栄養士の方の食育指導なども実施していく予定であります。

次に、担い手支援グリーンサポート事業であります。冒頭でも申し上げたが、農業従事者の高齢化や担い手不足により就農人口が減少し、耕作放棄地も拡大している中で、早急な労働力の確保が求められております。

このような状況の中、農業に関心があり農家で働いてみたい人と、労働力を必要とする農家を結びつけ、安定した農業経営を図れるような援農制度を構築していく必要があります。今のところ、援農あっせんという形で、町との地域連携をしております茨城大学において、農学部の学生を対象に、大学掲示板を利用させていただき、人手を必要とする農家等から援農支援に関する作業内容や作業日、募集人数等を掲載したものを掲示して、募集を図っております。時給、食事をどういう形で出すかとか、けがによる保険等につきましては、当事者間で決めていただくということになります。

既に幾つかの利用している農家はありますが、まだ始まったばかりで、完全に軌道に乗ったと言えませんが、さらによりよい方向に進めるよう、具体的に検討していく考えであります。

以上が、本年度の事業であります。

最初に言いましたように、農業関係では、さらに多くの問題があるわけでありまして、これからもさらに多くの問題を取り上げ、農業の活性化に向けての議論を深め、具体化するようしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の御理解・御協力をお願いしたいと思います。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） ありがとうございます。

先ほども述べましたけれども、相当な時間をかけ、相当多くの委員の皆

さんのお力添えを得ながら、今御答弁いただいたような政策、具体的な事業が、幾つかまとまってきている。

これからも積み重なっていくと思いますが、いずれにしましても、どこまで本当にできるのか、どこまでやるのか、その数値目標をしっかりと定めないと、なかなか実効ある事業にはなっていないということですので、その辺のところを、町長の今後に望む意欲のほどを改めてこの場でお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） ことし具体的にやる事業の内容について説明しましたけれども、これはあくまでも町として取り扱う部分、生産者あるいは販売する人、そういう形で、それぞれに役割があるわけですから、そういうことをきちっとお互いに確認し合いながら進めるということでありまして、具体的な数値目標という話がありましたけれども、今の時点で数値目標という形で、当然どのぐらいを対象にしてやるんだということを、そういう形で明確にしていく必要があると思いますが、これはあくまで町が決める仕事じゃなくて、一緒に協議しながら、そういうものを決めていくということで、お互いがそれぞれの役割を十分に認識し合いながら、これからもきちんとやっていくと、こういうことだろうと思います。

最後にも言いましたが、当面取り上げたのはこの3つの事業ですけれども、農業にはまだまだ多くの課題があるわけで、こういう点について農業推進対策会議の一番の基本的な考え方である、実際に農業生産に取り組んでいる人たち、直接かかわっている人たち、その人たちの視点からの意見というもの、これを基本に進めていくということでもありますので、その辺の基本的な考え方を十分御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 事業を推進する予算が必要であります。そうい

うことで、どこまでやっていくのか、どこまでの成果を求めるのか、行政がしっかりした数値目標を求めないというのは、仕事があいまいになるので、これは行政の責任上、数値目標をしっかり持っていただくことを重ねて要望いたします。会議の中でも、そうしたことを求めていると思います。

いずれにいたしましても、町長は県の農林関係の幹部として、長い間力を発揮してきた方であります。意地でも町の農業振興を何としても図っていききたいという強い意欲があると思います。そうした町長の、具体的に座長ですが、指導のもとに会議もさらに積み上げができるように、私も委員の1人として力を尽くしていきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで、20番荻島光明君の質問を終わります。

次に、12番滝本重貞君の質問を許します。登壇願います。

〔12番滝本重貞君登壇〕

○12番（滝本重貞君） 今定例会最後の質問となりました。よろしくお願いたします。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

都市計画道路、本郷・中根線についてお伺いいたします。この都市計画道路は、ひたち野うしく駅北側から本郷第一地区内を通り、ことしの3月末、荒川沖を起点に部分開通した荒川沖・寺子線に接続される道路です。

また、平成17年12月末に荒川沖・木田余線が、全線開通いたしました。こういう中で、この本郷第一地区事業、そして、町にとっても、この道路は大変重要な路線ではなかろうかと思えます。

この計画道路は、荒川沖駅とひたち野駅、両駅から町の中心部に伸びるこの道路は、町全体に経済効果、人口増、商業の活性化などをもたらしてくれるのではなかろうかと思えます。

町には幾つかの道路計画が計画されておりますが、今、国県町も大変厳しい財政の中で、この計画道路、本郷・中根線、まだ地域の住民に説明な

ども行われていない状況の中で、今後この計画道路ができるのかどうか、または、見直されるのかお伺いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。

都市計画道路、本郷・中根線は、阿見西部市街地とJRひたち野うしく駅周辺の市街地を結ぶ幹線道路として、平成8年4月、都市計画決定された道路であります。

阿見西部市街地の都市計画道路網としては、JR荒川沖駅東口に通ずる荒川沖・寺子線や圏央道インターへのアクセス道路である阿見・小池線、これは土竜線バイパスであります。そして、御質問の本郷・中根線等、全部で8本の路線でネットワークが構成されております。

当該地区におきましては、現在町では、旧住宅都市整備公団、現在は独立行政法人都市再生機構となっているわけですが、の土地区画整理事業撤退後のまちづくりの一環として、町事業により都市計画道路、荒川沖・寺子線、同南大通り線、同センター通り線の3路線の整備を、平成16年度から進めております。

これらの路線は、この地域の雨水対策等の計画上、また、当該地区の骨格を形成する道路としても整備が必要でありまして、平成20年度整備完了を目指しているところであります。

本来であれば、都市計画道路網全体の整備が理想ですが、議員も御指摘のように、現在町の財政事情は非常に厳しく、全部を一気に整備することは非常に困難であります。

しかし、そういう状況ではありますが、最大限可能な道路整備を進めようということで、先ほど挙げました3路線の整備を進めているところであります。

御質問の都市計画道路、本郷・中根線につきましては、こういう状況でありますので、今直ちに整備をするというわけにはいきませんが、西部市街地のより良好な発展のためには、非常に重要な路線であると、町としても十分認識しているところであります。

つきましては、これからの国県の道路整備の進捗状況や町の財政状況等の動向を見ながら、できるだけ早い時期に整備ができるよう努めていきたいと考えているところでありますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保谷実君） 12番滝本重貞君。

○12番（滝本重貞君） いろいろ御答弁ありがとうございました。

この計画道路、開通するまではかなりの時間がかかると思われますが、この道路がやはり将来できることによって、本郷第一区画整理事業、いろいろな面で明るい見通しが見えてくるはずでございます。

また、工業団地も、平成19年3月に開通する圏央道、それに関するアクセス道路、この計画道路とあわせて、かなりの企業もやはり集まってくるのではなかろうかと思えます。

町長より今前向きな答弁がありましたので、再質問はしませんが、町にとっては、これから阿見町の基盤づくりに結びつくことは、これは間違いないと思えます。このことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで、12番滝本重貞君の質問を終わります。

休会の件

○議長（久保谷実君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案審査の都合により、6月16日から6月22日までを休会としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時52分散会

第 4 号

[6 月 23 日]

平成18年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成18年6月23日（第4日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君
教 育	長	大崎治美君
消 防	長	木鉛章君
町長公室	長	糸賀富士夫君
総 務 部	長	石井定夫君
民 生 部	長	瀬尾房雄君
経 済 建 設 部	長	臼田計律君
都 市 開 発 部	長	渡辺清一君
教 育 次 長		大竹利一君
消防次長兼消防課長		大津力君
総 務 課	長	湯原恒夫君
企 画 課	長	坪田匡弘君
財 政 課	長	松本功志君
国保年金課長		野口静男君
建 設 課	長	大野利明君
水道事務所長		横田充新君
生涯学習課長		宮本寛則君

○議会事務局出席者

事 務 局	長	栗原繁樹
書	記	山崎貴之

平成18年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成18年6月23日 午前10時開会

- 日程第1 議案第37号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第38号 阿見町文化財保護条例の一部改正について
議案第39号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第40号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第41号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第42号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第43号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第44号 平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第45号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第46号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第48号 平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第49号 町道路線の廃止について

議案第 50 号 町道路線の認定について

日程第 4 行政改革について

日程第 5 議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中の所管事務調査について

午前10時00分開会

○議長（久保谷実君） 定刻になりましたので、ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了解をお願いします。

これより議事に入ります。

議案第37号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第38号 阿見町文化財保護条例の一部改正について、

議案第39号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、

議案第40号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷実君） 日程第1、議案第37号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第38号、阿見町文化財保護条例の一部改正について、議案第39号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第40号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る6月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。総務常任委員長紙井和美君、登壇願います。

〔総務常任委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員長（紙井和美君） おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、6月16日午前10時に開会し、午前10時18分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の7名で、議案説明のため執行部より川田町長を初め関係職員13名、議会事務局3名の出席をいただきました。

初めに、議案第37号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第37号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第40号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、退職報償金の階級別と勤続年数別についての質疑があり、それに対し、変更になった部分につきましては、10年以上15年未満の分団長、26万6,000円から26万8,000円にアップ。10年以上15年未満の副分団長は、25万1,000円から25万3,000円。10年以上15年未満の部長及び班長が、23万1,000円から23万3,000円。

15年以上20年未満の分団長は、36万1,000円から36万3,000円。副分団長につきましては、33万6,000円から33万8,000円。部長及び班長につきましては、30万6,000円から30万8,000円。

20年以上25年未満の勤続年数の分団長が、46万1,000円から46万3,000円。副分団長は、42万6,000円から42万8,000円ですとの答弁がありました。

次に、退職予定者と18年4月現在の消防団員数はどれくらいいるのかとの質疑に対し、16年の10月に希望をとった団員の退職予定者数は、平成18

年3月31日現在で、434名。定数が521名ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第40号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、民生教育常任委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員長（滝本重貞君） それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、6月16日午後2時に開会し午後3時57分まで、慎重審議を行いました。出席委員は全員8名で、議案説明のため、執行部より川田町長初め職員20名の出席をいただきました。また、議会事務局より3名の出席をいただきました。

議案第38号、阿見町文化財保護条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第38号、阿見町文化財保護条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

それでは、引き続きまして、議案第39号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について御報告申し上げます。

議案第39号は約1時間40分にわたり慎重審議が行われましたが、ここですべて報告いたしますと、約30分前後の時間がかかりますので、かいつま

んで御報告いたします。

なお、時間があれば、議事録を御参照のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第39号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員より、議案第39号に対し、お尋ねをいたします。国民健康保険税はあくまでも受益者負担でありますので、そういう中で、どのくらいの世帯割、人数割がいくのか。また、ジェネリックの問題は相当出ていましたが、町では平成17年度9億700万円の調剤費がかかっているということで、その中の内訳と数字をきちんと皆さんにわかるように話をいたしたいという質疑がございました。

これに対しまして執行部より、国保は加入世帯、加入数につきましては、平成18年3月末現在につきまして、被保険者数について1万7,714人、国保加入世帯におきましては8,607世帯ということです。

2点目は、ジェネリック医薬品は、国民医療費の31兆円、これは日本全体の医療費ということです。そのうち約6兆円につきましては、薬剤費の方でございしますが、ジェネリックに代替可能な先発品、これは医薬剤です。すべてジェネリックにかえた場合は、1兆円ほど削減できる試算がございします。

そうすると、削減率につきましては、17%というふうなことになることと思ひます。この率を町の方に当てはめますと、町負担分の国保特別会計と老人保健該当の国保加入者で、平成17年度の薬剤費につきましては9億748万円で、削減率17%で計算してみますと、1億5,420万円となり、このうちの国保分の薬剤費につきましては4億4,567万円で、この17%につきましては、7,576万円というふうなことになります。これは現時点におきまして、代替可能な先発品が100%ジェネリックに全部になった場合の薬剤費の削減額というふうなことでございします。

現時点では、国内のジェネリック使用のシェア、こちらの方が16.8%と

いうことをございます。実現が可能かといえ、かなり困難な金額ではなかろうかと思ひます。今後、薬剂費を削減するジェネリック医薬品の使用が進み、シェアが拡大するというふうなことになるてきますと、徐々にではございます、削減の方も大きくなると考えております。

以上のように、御説明がございました。

また、委員より、院内処方と院外処方とでは、どのぐらい違ひのか。やはり病院で調剤するのと、調剤薬局で調剤するのと、それぞれ手間が違ひと思ひます。その点の金額の違ひなども教えていただきたいという質問もございました。

執行部より、薬の手間だけというふうなことで、実際の薬そのものは含んでいないというふうなことで御説明します。御了解をお願いしたいということです。院内処方料と内服調剤料、さらには外用調剤料、薬剂情報提供料というふうなもの、そのうちの手間の方で合計しますと、670円。さらに院内処方の方になりますと、処方せん交付料、さらに薬剂薬局での調剤基本料、内服調剤料、さらに外用調剤料、薬剂情報提供料、薬剂内服管理指導料、特別指導加算料というふうなものが、手間として取られてしまう。その合計をしますと、2,430円になります。こちらの金額につきましては、10割分の費用割というふうなことでございます。

以上の御説明がありました。

また、健康保険の値上げを極力抑えるためには、医療削減のための努力をどんなふうにして、これからどんなふうにやっていくのかという御質疑もございました。

執行部より、今後どのような対策で取り組むのかということですが、ジェネリックという言葉自体最近出てきたということで、ここ何年かがメディアなんかに取り上げられ浸透してきましたが、今年の7月の広報でジェネリックはご存じですか、それほどの大きな見出しにはならないと思ひますが、広報の掲載の方を予定してあります。

また、これから町民などに対しても広報などを使いながら、普及さらには啓蒙などを図っていききたいというふうに考えているという説明がございました。

また、条例改正の概要を読みますと、かなり危機的な状況にあると、ひしひしと伝わってくるんですが、基金支払い準備金です。平成17年度決算事業費は、残額が620万円になってしまうという、その状況にあると思いますが、万が一国保が破綻し、赤字になった場合には、当然に一般財源からの補てんが考えられるわけなんですけど、一般財源というのは、御承知のとおり、すべての町民のために使うわけですから、これが国保の特別会計のために使うことになるのと、受益者負担原則が建前ですから、一般財源を補てんにするということに対して、これは問題があるのかなのか、執行部としてその財源を持ってくることに対し、どのように考えるか、そして対策、これに対する財源を使わなければならない。恐らく値上げでしょうから、その辺は執行部として、どのように考えているのか、質問しますという質疑でございます。

執行部は、委員の方からありましたように、受益者負担原則などはやはり守っていかなければならないということで、今現在一般財源の方から繰り入れるのは、ルール分というふうに言われております人件費などです。そういう形では繰り入れておりますけれども、それを破ってすべてやるということはまず不可能ということだと思います。どちらかというところ、受益者負担の原則当然、かかった方は払わなくちゃいけないこともあるわけですから、そういうことを守っていかなければならないというふうに考えております。答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論2件、賛成討論5件ございました。討論を終結し、採決に入り、議案第39号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成者多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 私は、議案第39号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について反対討論をいたします。これは委員会で審議して、その中でいろんなことがわかったわけですが、委員長が報告しない面もありますので、そういう点について触れながら反対討論したいというふうに思います。

税率は、一番最初100分の6を100分の7.2、1.2。均等割を2万3,000円から2万5,000円、2,000円値上げ。平等割を2万8,000円から2万9,000円、2,000円値上げとあるわけですが、阿見町の国保税全体で、その値上げをして幾らになるのか。この1.2%とか、2,000円、1,000円を見ると、大したことじゃないのかなというふうに思われがちですが、委員会の審議の中で明らかになったのは、今回の値上げの総額は1億3,600万円になる。

これは全体の保険税に対して、10.9%の値上げになるというふうなことがわかりました。この10.9%というのは、私は大幅値上げになるというふうに理解をしております。

医療費の伸びがここ1、2年急激だということは、ここ2年ぐらい前からわかっていたわけですが、そうすれば、当然医療費の伸びに対してどう対応するかという役場、執行部の努力が図られなければならないんじゃないか。

今世の中全体が、金持ちはどんどん金持ちになるけれども、一般庶民のいわゆる生活格差がひどい。庶民はむしろ収入が減っているというような状況の中で、国保税の対象者は所得税を払わない、町民税を払わない人すべてにかかるわけです。当然低所得者というか、収入の少ない人にとっては、国保税を納めるということが、一大負担になるわけですから、執行部

としてはできることなら値上げをしないで、値上げをしないための方策をとるとというのが、私は行政の役割、議員の役割でもあるのかなというふうに思います。

その対応の策として、ここジェネリックの問題が去年から出ているわけですが、役場の資料でも、全体で17%削減できれば、薬価が1億5,420万円減額される。これは100%ですが、そういう金額が出ているわけですから、それに向かって、医療費の削減を図るために、役場が本当に努力する。なるべく値上げをしないで済むような努力をするということが、私は政治の役割ではないかなというふうに思っております。役場が本当に健康づくりやジェネリック医薬品について、真剣に考え取り組んできたかという、真剣に考え取り組んできたとは言えない。

今後はどうなのか。執行部は取り組んでいくということをおっしゃるけれども、人の常として、値上げ10.9で1億3,600万円が入っちゃうわけですから、そうすれば、健康保険会計はそれで黒字になるわけです。黒字になっちゃえば、自分のものとして真剣に考えないんじゃないか。自分がこれは大変だというふうに困って、初めて真剣に取り組まれるのではないかというふうに考えております。

私どもも医療費削減には努力するつもりですが、執行部も委員会では努力するという点から、その点については、広報とかそういうだけじゃなくて、きちんと町民の前へ出て行って、今の医療費の現状を説明し、健康づくりやジェネリックの利用に本当に真剣に取り組んでもらう。そうすることによって、今度値上げが通るか通らないかわかりませんが、通った場合でも、そういう取り組みで医療費の削減がなされれば、その分はきちんと町民に返していく。つまり値下げをする。

委員会でも余ればどうなのかと言ったら、それは返すしかないでしょうと町長は言っていましたけれども、そういうことをきちんと説明しながら、今後医療費の削減に本当に真剣に取り組んでいてもらいたいなというふ

うに思います。

そういう点で、まず値上げよりは削減に取り組むべきだという観点から、今回の国民健康保険税条例の一部改正の条例に対して反対討論をいたします。

○議長（久保谷実君） ほかに討論ありませんか。

6 番青山正一君。

○6 番（青山正一君） 私は議案第39号について賛成討論をいたします。

今細田議員の方からもありましたように、本来増税になるということについては余りよろしくないことであり、ましてや国保会計の加入者の負担が大きくなるということになるわけであります。

しかし、増税になることは別としても、本来、本案については、ここ数年来医療費の抑制がきかず、大変な危機的な状況にあるわけであります。町としても、健康診断を初め一次予防について全力を尽くしてきたところではありますが、しかしながら、成果としてはなかなか急速にあらわれていないというのが、現状かというふうに思います。

これまでの繰越金の充当や積立金、先ほども委員長の報告にもありましたが、準備基金の2億4,940万円についても、17年度現在には、基金の残高が620万円というふうになる。こういうふうな報告がありましたが、健全な国保運営をしていくために、非常にそういう状況である中で支障を来すおそれがあるので、支障を来さないような方向にしていかなくちゃならない。

また、国保財政の危機的な状況については、行革の委員会等にも、いろいろ提案をしておりますが、収納率の向上やジェネリック医薬品の使用、また、予防医療にも今後も最大の努力をしていただきまして、本案については委員長報告どおり、私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

8 番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 私はこの増税に反対をさせていただきます。並み居る執行部の皆さんの前で反対するというのは、大変勇気が要ることです。

先の16日の民生教育常任委員会でも反対討論いたしました。次の理由によりまして、私は反対をいたします。

まず1つの理由は、平成16年の会計監査委員の決算意見書の中で、国保の被保険者数が増加しているのにもかかわらず、歳入額が減っている。このままでは国保の支払い準備金は、今後2年間で枯渇するという懸念があります。財政再建に向けて努力をしてほしいというような意見書を、監査委員が出しております。この意見書に対して、執行部の改善の形跡を読むことが、私はできません。それが1つの理由です。

2番目に、私は昨年9月の定例会で一般質問及び次以降の民教の常任委員会するときにも、医療費の抑制について具体例を挙げて提言をいたしました。その具体例というのは、まず1つに、収納率の向上を図るべきではないかということ。2つ目に、即効薬として、先ほど細田議員も言っていましたけれども、ジェネリック医薬品の利用を促進したらいいんじゃないかという、この2つの提言をいたしました。

まず1つの収納率の向上を図るということは、阿見町では茨城県下でも、収納率が悪いのは、びりから数えた方が早い状況なんです。いろんな事情があるでしょうけれども、せめて県下の平均並みに収納率を上げる努力をしてはどうですかというふうなお話をいたしました。現に収納率向上で成功している市町村もあるわけですから、そういうことです。まず、収納率の向上を図るべきだということを提言いたします。

2番目にジェネリック医薬品の件ですが、このように私は提言しました。町長、執行部が、国保の財政的な危機をお医者さんに訴え、協力をしてもらおうという、そういうアクションを起こしたらどうですかというふうなことも言いましたし、町は保険者ですので、協力を求めるということはやぶさかじゃないはずなんです。協力を求められるはずと、私は思います。し

たがいて、そういう医師とかに協力を求めて、医療費の抑制を図る。ジェネリックを使ってくれということ言えば、何%とかの医師も協力してくれるんじゃないかというふうに思いました。

町民に対しても、国保の財政的な危機を訴え、こうすれば、ジェネリック医薬品を使えば、あなたの払う金も少なくなりますよ、3分の1から10分の1になりますよ、町の財政も、国保の財政もそれだけ安くなりますよというようなことを、町民に広報でPRをしたらどうですか、協力を求めたらどうですかというようなことも提言をいたしました。

こういう提言をいたしました、そのときにも言いましたけれども、今やれば、阿見町は全国的に市町村のモデル地区になりますよというふうに言いました。さらに、昨年のお話ですが、厚生労働省は来年度から本格的にジェネリック医薬品の利用促進に乗り出しますよと言って、現実はこの4月から、医者の方せんじにジェネリック医薬品の使用というふうにチェック欄ができているわけです。

そういうことを鑑みれば、私の反対の理由、1つは会計監査委員の意見、そして、私が具体的に提言をしましたことについて、まだ効果的な策が立てられていなかったというわけでございます。そして、今回の増税ということに至ったわけですが、これは今から町長以下執行部の方が一丸となって真剣に取り組めば、増税を回避できるというふうに私は確信をしておるわけでございます。

執行部の努力を認めながらも、今日の状況を財政的な危機になるということはもう予測できたはずでございます。だから、これから不足するから町民に増税をとということについては、私は町民代表の一議員として、反対をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） 議案第39号について賛成討論をさせていただきます。

去る6月1日、国民健康保険運営協議会において、やはり税の増税はやむなしという、そういう協議会の方での答申が出ました。その中で、やはり国民健康保険税の収納率のアップ、ジェネリック医薬品の使用の拡大、また、予防という形の中で、老人等の健康の増進をやっていってくださいということで、3点ほど要望が出ました。

この間の委員会においても、町長初め執行部、この問題に対して積極的に取り組んでいく。今から取り組んでいくと言っている、皆さんが要望したにもかかわらず、今反対だと、おまえらやらないんじゃないかという、そういう後ろ向きな反対討論ではいけない。やはり今一生懸命執行部に、この問題に対して積極的に取り組んでもらわなければならない。それはやっぱり議会が後押しをして、積極的に取り組んでもらう。これは当たり前のことであります。

また、国民健康保険税自体が受益者負担ということで、やっぱり加入者が1万7,714人ということは、大体町民の38%です。世帯数にして約50%入っておりますが、そういう中でやっぱり受益者負担。よく共産党がすべてそういう赤字になったものは、一般会計から出せばいいんだという、今回はそういう討論がなかったのは非常によかったなと思います。やはり一般会計は全然違った形でお金を出していく、これは当たり前の話で、受益者負担の中で健康保険税をやっていく、これは当たり前であります。

また、国の方も相当医療費の抑制をやってはいるんですけど、非常に力不足、今後どういう状況になっていくのか。保険免責が終点になってくるというようなことでうたわれております。それは、もしも3,000円の医療費がかかったら、1,000円は自己負担で、あと2,000円の3割がまた自分の負担になるんだよと、そうすると1,600円。普通3割で900円のところ、1,600円。すべて医療費の抑制は、私たち国民にかかってくるという、そういう状況、

そういう中での医療費の抑制であります。

そういう中で、10.9%、値上げとしては町民に対して大変な思いをさせるかわかりませんが、今後ますます医療費がかかってくる、そういう状況だと思います。やっぱり今回外圧で75歳という問題もあります。そして、また、私たちが、要するに団塊の世代に人たちがどんどん今退職していく。そういう面では、国保にみんな入るような状況になっている。そういう状況で、1億3,600万円の増税で、これが十分やっていけるんだ、そういう状況にはならない。やはり20年、21年といけば、ますます国民健康保険税の問題が加わっていくと思います。

ただ、抑制策は積極的にやっぱり執行部がとっていく、これは当たり前の話なので、このことをしっかりやっていただいて、やっぱり国民健康保険税の健全な財政というものを確立していただきたい。このことをお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 私はこの議案に反対いたします。

昨年国保審議会が値上げを答申した折に、町長判断で議案の取り下げがありました。そして、この1年間値上げをせずに済む努力がなされたのかと思いましたが、基金の取り崩しで赤字を補てんしたのみでした。

国保税の収入未済額が約6億7,000万円もあって、徴収率は63.6%にしか達していないわけです。単純計算で、国保加入の3人に1人が払っていないという数字に、私は驚きました。収納係員や部課長が出向いて、支払い督促を行っているとは聞いておりますが、わずかな回収金額から、本来であれば収納係員に払う費用を差し引くべきなんです、これは一般会計から差し引いていただいているということですが、これを引いたならば、一体幾ら実際に入ったことになるのでしょうか。本来ならば、その費用も滞納していた人に加算して支払ってもらうのがしかるべきだと思います。

す。

過日、この案件担当の民生教育委員会の審議を傍聴させていただきましたが、払いたくても払えない生活困窮者がいるということは、確かなことです。が、高級車を乗り回していたり、大きな屋敷で豊かに暮らす人が、5年間ほおかむりしていればチャラになるという風説の流布もあり、さらには病気やけがをして、病院にかかるときになったら、保険証をもらいに行けば、もらえるんだよということが、巷間に横行しているわけです。

年々増大する滞納額を、真に私は憂います。この増税を認めるならば、善良な町民、真っ当に生活して納税義務を果たしている人々を、あざ笑うかのような人々たちの行為を助長することにはなりはしないかと、私は心配いたします。

行政も取りやすいところから取るという安易なことではなく、4万8,000人の小さな自治体だからこそできる、おてんとうさまのもとでも堂々と胸を張って生きることがすばらしい、町長がいつもおっしゃっている、公明公正の政治、住んでよかったまちづくり、住みたくなるまちづくりにつながる方策を必死に考えて実行していただきたいと思います。

町長が先日視察をなさっていらした北欧のごとく、だれもが納得できる高福祉・高負担ならばともかく、私たちが賛成できますが、正直者がばかを見るような今回の値上げは、絶対反対です。

以上。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） この議案について賛成討論をいたします。

まず初めに、その前に石井議員のおっしゃること、細田議員のおっしゃること、藤井議員のおっしゃること、確かにそのとおりだと思うこともございます。しかしながら、なかなか最近、私のイメージでいえば、降ってわいたようなジェネリック医薬品とか、いろいろそれを使えば特別に安く

なると、極端に安くなるというような方法もあるようですけれども、今、細田議員の言葉の中にもありましたように、前から値上げしないで済むような努力をしなかったのは、政治の責任もあろうと、細田議員の言葉から、非常につつましい言葉を伺いました。

なるほどと、私も感心をいたしましたけれども、そういう努力をしていた人もいるんだと思いますけれども、私たちもなかなかできなかった。それは私たち議員も、非常に反省すべきだと思います。しかし、安心はやはりお金で買うしかございません。

収納率のアップということも大変ありますけれども、これは今からも努力をして、何でもかんでも今まで滞納なされている方からは取るほかない。私はこの気持ちもございます。しかし、この前藤井議員もおっしゃいました、1回やって取れないなら、ほかの方法も考えてみたらという話もございましたけれども、それも確かです。ほかの方法とはどんなものかと、これもまた、普通の人間は払っているんですから、払わないところへ、役場の普通の人間が行ったって、なかなか取れないです。

だから、それを努力するのは、努力してもらうほかございませんけれども、とにかく今ここで騒いだって、もう健康保険の基金がなくなっちゃうわけですから、とりあえず値上げをして、今後値上げた金額が少しでも値下げできるように努力をしていただいて、本日のところは値上げしなければ、どうにもこうにも破綻しちゃいますから、究極の策として値上げをしなければならぬ。そういうわけで、私は値上げをするということに賛成です。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

22番岡崎明君。

○22番（岡崎明君） 私は賛成討論いたします。

国保財政が非常に危機的状況にある。やっぱりそういう状況を勇気を持って回避すると、そういうことも政治に求められるんじゃないかと、この

ように思います。

細田議員、藤井議員、私と同じ年齢でございます。高齢者の部類に入ろうかと思えます。これからはいろんなところにお世話になりながら、静かに暮らしていかなくちやならんかなと、このように思っているわけなんです。特に医療機関、病院の先生、ジェネリック医薬品等にもお世話にならなくちやならないと思えますし、ここで阿見町の国保会計が破綻したならば、私の将来もないんじゃないかなと、こういう危機感を抱いておるところでございます。

そういう危機をやはり回避しなくちやならない。やはりとりあえずはこの改正をもって、御理解いただいて、私も国保に加入しているわけですから、何とか国保財政は回していかなくちやならない、このように思うところでございます。

また、見えない危機もあると思うんです。私らが子供のときには、とても考えられなかったような病気が出ております。例えば人間でいえばエイズ、また、霞ヶ浦でいえばコイヘルペス、鳥インフルエンザとか、今新型のインフルエンザがいつ発生してもおかしくない、そういう状況下にあるようでございますけれども、万が一そういう事態になったならば、この国保も破綻しかねないわけですから、そういう見えない危機に対しても、やはり政治が頑張っていかなくちやならん、そのように思うわけでございます。

今、倉持議員が言われましたように、安心・安全な町をつくる、かけ声だけではできません。やはり安心な町にはそれなりの負担も必要かなと、このように思います。よって賛成討論といたします。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 私はこの議案に対しては賛成討論をいたします。

執行部からの提案の中、条例改正の概要という言葉が出てまいりました。

その中で、支払い準備基金、これの残高が17年度においては620万円になってしまう、これが今ある現実なんです。ですから、この現実を回避することができなければ、当然に赤字になってしまう。

赤字になったらどうするんですかという質問を、委員会の方で私はしました。しましたら、一般財源から持ってくるんですかという話をいたしました。それはできないと。できないなら、どうするんだろうなど。やはりここは破綻してしまつたらば、現実的にもう国民健康保険は麻痺して機能しなくなるわけです。ですから、我々に直接今そういう危機が、目の前に訪れているんだということを、回避しなければならないことなんです。ですから、当然に一般財源から補てんをすることができないのであれば、この値上げは仕方ないというふうに思います。

今後の対策として、ジェネリック医薬品というものが、ほかの委員さんの中から意見がございました。その中で、今回の値上げで1億3,600万円の収入になりますよと、そして、ジェネリック医薬品を100%使つたならば、1億4,000万円の削減ができるよという話もございましたが、ジェネリックという医薬品に対しての町民の意識といいますか、理解といいますか、それはまだまだだと思います。一部のお医者さんは大いに使って、今すぐでもやれよという話もありますけれども、その他の病院、医院の先生方は慎重な意見を構えているというようなこともございます。

また、厚生省で推薦していると、厚生省で薦めていくんだと、去年話があったということなんです。厚生省で認めた薬で、薬害で裁判ざたになっているというのは、もう国民の皆さんが承知のことがございます。機械や電気の部品を交換するんじゃないんです。人間の生命を預かる薬を、調査研究もしてないでまだまだで、即実行に移すということは、果たして、それによって予算の削減を実行していく。お金の問題じゃないと思うんです。ジェネリックにおいても、まだまだ研究調査の段階であるというふうに私は思います。

そのようなもろもろのことから、今現在現実を見たならば、値上げも仕方ない。町民の皆さんに説明し御理解をしていただくということは、大事なんじゃないかというふうに思いますので、私は賛成をいたします。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって討論を終結いたします。

それでは、反対討論がありましたので、これより順次採決をいたします。

初めに議案第37号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第37号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第38号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第39号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第39号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） ご異議がありますので、起立によって採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案

どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第40号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決することに決しました。

-
- | | |
|--------|--------------------------------|
| 議案第41号 | 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第42号 | 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第43号 | 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第44号 | 平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第45号 | 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第46号 | 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第47号 | 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第48号 | 平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） |

○議長（久保谷実君） 次に、日程第2、議案第41号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第42号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第43号、平成18年度阿見町公共下水

道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第44号、平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第45号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る6月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長紙井和美君、登壇願います。

〔総務常任委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員長（紙井和美君） それでは、議案第41号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち総務常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、税務総務費の職員給与関係経費241万9,000円、14名分ということで、これは平成16年度から毎年1名ずつふえているが、その内容についての問いに対し、家屋の一棟照合公有事業が懸案されているものがありまして、これに対しての増員ということで、人事異動により増えました。

また、家屋の一棟照合についての問いに対し、課税台帳に載っている課税の内容と家屋の現況に一致しないものがあり、16年度の委託調査では大体5,000棟ほど台帳と一致しないという数字が出ています。これを委託業者で精査した後、今年度から職員が実態調査をし、それが課税すべきものかどうかを判断し、課税すべきものは課税していくという調査であるとの答弁でした。

また、一致しない5,000棟のうち、建っているのにないとされ、建っていないのにあるとされているものは、どちらが多いのかとの問いに対し、棟

数からいいますと、あるべきもの、建っているものに課税をしていないかった課税漏れの方が多いと、数字では出ています。

続いて、では課税漏れがあった場合、税務上さかのぼって課税するということはないのか。あるいは、ないものに課税していた場合、税金を戻すのかとの問いに対し、今のところはさかのぼっての課税は原則的には行わず、また、間違っって課税したものを還付するという点についても、行わないということで取り扱っていますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち総務常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、民生教育常任委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員長（滝本重貞君） 引き続きまして、議案第41号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員より、行革の中で給食センターの民営化というのをうたっておりますけれども、厳しい財政の中で、これからきちんと議論を詰めてもらいたいということの願いがありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

引き続きまして、議案第42号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論はなし。討論を終結し、採決に入り、議案第42号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

引き続きまして、議案第44号、平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第44号、平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

議案第47号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第47号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、産業建設常任委員長櫛田豊君、登壇願います。

〔産業建設常任委員長櫛田豊君登壇〕

○産業建設常任委員長（櫛田豊君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、6月19日午前10時に開会し、午前10時36分まで審議を行い

ました。出席委員は7名で、久保谷議長にも出席をいただき、議案説明のために川田町長初め執行部より11名の出席をいただきました。

まず初めに、議案第41号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、土木費の荒川本郷地区都市計画街路整備事業の中で特別旅費というのがありますが、これは何かの問いに、地権者交渉のため、岡山県の地権者の方で今まで電話等のやりとりがあったのですが、直接お会いしてということで出向くことになりました。そのために必要となりましたので、今回補正をさせていただきますとの答弁でございます。

また、清掃費の中で、クリーンセンターの職員は2名ということですが、その人数で十分効果の上がる一般競争入札の体制が組めますかとの質問に対し、確かに現在の2名ではなかなか難しいと思いますけれども、現状では庁舎内環境課も含めまして、全員で協力をしていく体制をとっていかざるを得ないというのが、答弁でございます。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第43号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第43号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第45号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、平成18年度阿見町土地区

画整理事業特別会計補正予算は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第46号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、審議外の質問が1件ございましたが、この点は報告を削除させていただきます。

質疑が終わり、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第48号、平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、2ページの営業収益なのですが、補正で317万9,000円が減額になっていますが、これはどうして減ってしまっているのでしょうかお尋ねしますとの質問に、他の予算もそうだと思います。収入と支出のバランスをとるため、今回支出の方で人件費が削減になっております。これは人事異動の減額になっておりますので、その分を営業収益。水道事業はその収益と支出で料金徴収が主なものです。それとのバランスをとっておりますので、支出の方で人件費を削減した分、同額を収入の方で減額しているということでございます。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上で、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第41号から議案第48号までの8件についての委員長報告は原案可決であります。

本案8件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第48号までの8件は原案どおり可決することに決しました。

議案第49号 町道路線の廃止について

議案第50号 町道路線の認定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第3、議案第49号、町道路線の廃止について、議案第50号、町道路線の認定について以上2件を一括議題とします。

本案については、去る6月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長榎田豊君、登壇願います。

〔産業建設常任委員長榎田豊君登壇〕

○産業建設常任委員長（榎田豊君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第49号、町道路線の廃止について、議案第50号、町道路線の認定について報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第49号、町道路線の廃止について、

議案第50号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第49号から議案第50号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第50号までの2件は原案どおり可決することに決しました。

行政改革について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第4、行政改革についてを議題といたします。

本件につきましては、行政改革特別委員会に付議されている案件であります。委員会の審査経過につきまして、委員長より中間報告を求めます。行政改革特別委員長紙井和美君、登壇願います。

〔行政改革特別委員長紙井和美君登壇〕

○行政改革特別委員長（紙井和美君） 本日行政改革特別委員会より慎重審議をした結果、提言書を提出させていただくこととなりました。以下の内容を朗読させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

行政改革に関する提言書、第3回、平成18年6月23日、阿見町長川田弘二殿、阿見町議会議長久保谷実、阿見町議会行政改革特別委員会委員長紙井和美。

私たち阿見町議会は、行政再建と住民サービス向上を目指し、昨年6月に行政改革特別委員会を立ち上げ、活動してまいりました。当初第1回目の提言を提出するに当たりましては、まず、議員自ら改革を行うことが先決との考えから、既に実施済みの議員報酬の削減に引き続き、時限的に現議員の費用弁償及び議会からの選出で議員が兼務する審議会等の報酬について、議員提案で廃止いたしました。

議員の定数につきましては、十分な協議をするための調査を進めているところであります。

当委員会は本年6月8日現在で26回の委員会のほか、各班での審議もたびたび行い、委員会独自の調査といたしまして、日立市や高萩市、守谷市、土浦市などほか数カ所の行政視察を行いました。

また、外部の専門家の方々をお招きした研修を3回実施し、当町執行部とも何度も協議を重ねながら、調査研究を進めてまいりました。

今までに提出した2回の提言は、町の行政改革大綱にも盛り込まれ、行政改革特別委員会としての成果が、少しずつ見られるようになりました。町長の前向きな姿勢に心から感謝申し上げます。

今回提出する第3回の提言では、歳出削減と行政サービスの向上に主眼を置きました。つきましては、以下のとおり提言させていただきます。

なお、この提言の回答は、平成18年第3回9月定例議会の第1日目までにお願ひいたします。

1、医療費の削減対策と健康づくりについて。医療費の大幅な伸びによ

り、国民健康保険、老人保健、介護保険等の特別会計は危機的な状況にあります。現状のまま高齢化社会に移行したならば、医療費や住民の税負担がますます増加するばかりでなく、年齢を問わず、町民の健康増進も危ぶまれます。これらの危機的状況を改善させるためには、行政、議会、町民、医療機関等が全町あげて真剣に取り組み、町民の健康について推進することが不可欠であります。

そこで今回提言を行うに当たりまして、東京医科大学霞ヶ浦病院院長松岡健教授、県立医療大学人間科学センター岩井浩一教授、阿見第一クリニック山村一仁院長をお招きし、それぞれ町の医療の現状など、大変有意義な研修を受けることができました。

このように、専門家の御意見と町の取り組みを参考にして、阿見町の健康づくりを長期的展望と短期的対策も考え合わせながら、効果的な医療費の削減と町民が健全な生活を送ることができるよう、十分に協議いたしました。

そこで以下のとおり、提言いたします。

- ①、健康づくりの重要性を認識し、長期的な町民の健康づくりを計画的に推進するとともに、将来の医療費削減のため、医療関係者等の専門家を含むプロジェクトチームを設置し、方向の決定と計画を実施する。
- ②、健康づくりと疾病予防を促進するための行政の窓口として、健康推進室等を設置し、専門家との協力や連携が円滑に行えるようにする。

また、各課それぞれが取り組んでいる健康づくりの事業を再考し、一元化を図る。

- ③、短期的な医療費の削減に効果的と、厚生労働省でも推奨しているジェネリック医薬品の利用促進について、早急に具体化を図る。

2、窓口業務の向上について。試行的に行われておりました役場玄関での「案内係」の配置につきましては、町民からは大変好評であり、役場のイメージが変わったとの声が多く寄せられています。

総合窓口化に移行できない現在、総合窓口の役目を果たす窓口サービスとして案内係が必要であり、具体的には毎日終日実施するなど、さらなる改善が図られるよう求めるものであります。

以上、執行部の前向きなる回答をお願い申し上げ、第3回の提言といたします。

なお、本会議終了後、町長に提出させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

執行部におかれましては、ただいまの委員長報告における改革の趣旨を十分理解され、特に健康づくりの提言については、十二分に今後検討されるように要請いたします。

議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査
について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第5、議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで、本定例会に予定をされました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 平成18年第2回定例会の閉会に当たりまして、一

言ごあいさつ申し上げます。

久保谷新議長のもと、提案いたしました議案につきまして、全議案とも可決をいただき、今定例会が無事閉会できますことに心からお礼と感謝を申し上げます。

特に今回焦点でありました阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、6月8日の全員協議会から本会議初日、常任委員会と、さまざまな角度から御審議をいただきました。また、きょうは賛成・反対多数の討論をいただきました。いただきました貴重な御意見を十分に反映させながら、健全な国保運営を確実に努力してまいりたい、こう思います。

ところで、現在の我が国の経済は、個人消費と設備投資がともに伸び、内需主導の成長が続いていることが確認されております。ただ、原油高、為替市場での円の大幅な変動など気になる動きもありますが、今の景気拡大がこのまま続けば、ことしの10月には戦後最長のいざなぎ景気に並ぶと言われております。

しかしながら、地方経済は依然として低迷が続いておりまして、地方自治体を取り巻く環境はいま一つ税収の伸びも期待できず、さらに不透明な三位一体の改革や地方交付税の削減等により、地方財政においては極めて厳しい状況になります。

そのような状況の中で、地方分権の一層の推進や少子高齢社会の問題、さらには情報技術を活用した住民サービスの向上など、差し迫ったもろもろの課題がありまして、これらに的確に取り組んでいく必要があります。

これからは阿見町行政改革大綱に基づき、このたび策定しました阿見町行政改革大綱実施計画を着実に推進し、国民の皆さんの御理解と御協力を得ながら、阿見町の特性を生かしたまちづくりに向けて、引き続き努力してまいります。

特に行政改革につきましては、ただいま第3回目の提言をいただきました。この中で挙げられております健康対策、非常に重要な課題であります

ので、議会と協力しながら、効果が上がるような、そういう具体的な推進を図ってまいりたいと考えます。

どうぞ議員各位には、町政に対しまして、ますますの御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

最後になりますが、今のところ梅雨ということで、不順な天候が続いておりますが、いずれ近いうちに厳しい暑さへと向かうわけで、議員各位にはどうぞまずは健康に留意され、今後とも大いに御活躍いただきますよう御期待いたしまして、閉会に当たってのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（久保谷実君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位、並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上ともに御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成18年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午前11時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 実

署 名 員 柴 原 成 一

署 名 員 浅 野 栄 子

参 考 资 料

平成18年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第37号 議案第40号 議案第41号</p>	<p>阿見町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について 阿見町非常勤消防団員に係る退職 報償金の支給に関する条例の一部 改正について 平成18年度阿見町一般会計補正 予算（第1号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第38号 議案第39号 議案第41号 議案第42号 議案第44号 議案第47号</p>	<p>阿見町文化財保護条例の一部改正 について 阿見町国民健康保険税条例の一部 改正について 平成18年度阿見町一般会計補正 予算（第1号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成18年度阿見町国民健康保険 特別会計補正予算（第1号） 平成18年度阿見町老人保健特別 会計補正予算（第1号） 平成18年度阿見町介護保険特別 会計補正予算（第1号）</p>

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第41号	平成18年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第43号	平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第45号	平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第46号	平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第48号	平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第49号 議案第50号	町道路線の廃止について 町道路線の認定について

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成18年3月～平成18年6月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営 委員会	4月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回臨時会会期日程について ・その他
	6月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定例会会期日程について ・その他
民生教育 常任委員 会	5月10日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育常任委員会の活動内容について ・その他
行政改革 特別委員 会	3月24日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回提言に向けての協議 ・その他
	4月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会からの質問に対する執行部からの現状説明 ・その他
	5月9日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回提言について ・その他

行政改革 特別委員 会	6月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の調査報告について ・第3回提言について ・その他
議会だよ り編集委 員会	4月25日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第105号の発行につ いて ・その他
	5月16日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第105号の校正につ いて ・その他
全員協議 会	5月10日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱について ・その他
	6月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町国民健康保険税条例の 一部改正について ・下吉原残土処分地調査結果に ついて ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
土 浦 石 岡 地 方 社 会 教 育 セ ン タ ー 一 部 事 務 組 合	5 月 29 日	第 1 回 臨 時 会 ・ 土 浦 石 岡 地 方 社 会 教 育 セ ン タ ー 一 部 事 務 組 合 議 会 議 長 の 選 挙 に つ い て ・ 特 別 職 の 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て ・ 監 査 委 員 の 選 任 の 同 意 に つ い て ・ 公 平 委 員 の 選 任 の 同 意 に つ い て ・ 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て（平成17年度会 計 補 正 予 算） ・ 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て（平成17年度会 計 補 正 予 算）	土 浦 市 沼 田 義 雄 氏 原 案 可 決 石 岡 市 山 口 晟 氏 阿 見 町 浅 野 栄 子 氏 須 田 義 之 氏 原 案 承 認 原 案 承 認	浅 野 栄 子 難 波 千 香 子